

第 1.17.1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対象施設等と整備する手順

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対象施設等	対応手段		対応設備		整備する手順書の分類
—	—	放射性物質の濃度及び放射線量の測定	モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定	多様性拡張設備	モニタリングステーション及びモニタリングポスト	防災に関する手順
	モニタリングステーション及びモニタリングポスト		可搬型代替モニタによる放射線量の代替測定	重大事故等対処設備	可搬型代替モニタ	
	—		可搬型モニタによる放射線量の測定	重大事故等対処設備	可搬型モニタ	
	モニタリングカー		放射性物質の濃度の代替測定	重大事故等対処設備	可搬型放射線計測器（GM汚染サーベイメータ，NaIシンチレーションサーベイメータ）	
					可搬型ダストサンプラ	
	—		可搬型放射線計測器等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	多様性拡張設備	モニタリングカー	
				重大事故等対処設備	可搬型放射線計測器（GM汚染サーベイメータ，NaIシンチレーションサーベイメータ，ZnSシンチレーションサーベイメータ，電離箱サーベイメータ）	
					可搬型ダストサンプラ	
					小型船舶	
				多様性拡張設備	Ge γ 線多重波高分析装置	
					可搬型Ge γ 線多重波高分析装置	
	ガスフロー測定装置					
—	気象観測設備	風向風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	重大事故等対処設備	可搬型気象観測設備	
	—		気象観測設備による気象観測項目の測定	多様性拡張設備	気象観測設備	
—	—	モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替電源（交流）からの給電	重大事故等対処設備	非常用ガスタービン発電機	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順	
				空冷式非常用発電装置		
				可搬型代替モニタ		
			多様性拡張設備	モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置	防災に関する手順	

第 1.17.2 表 重大事故等対処に係る監視計器

1.17 監視測定等に関する手順等

監視計器一覧（1／4）

対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視計器		
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等					
(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定	判断基準	—	—		
	操作	放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト		
(2) 可搬型代替モニタによる放射線量の代替測定	判断基準	放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト		
	操作	放射線量	・可搬型代替モニタ		
(3) 可搬型モニタによる放射線量の測定	判断基準	—	—		
	操作	放射線量	・可搬型モニタ		
(4) 放射性物質の濃度の代替測定	a. 可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	判断基準	放射性物質の濃度	・モニタリングカーのGM汚染サーベイメータ及びNaIシンチレーションサーベイメータ	
		操作	放射性物質の濃度	・GM汚染サーベイメータ	
	・NaIシンチレーションサーベイメータ				
	b. モニタリングカーによる空気中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値	・格納容器排気筒ガスモニタ	
		操作	放射性物質の濃度	・モニタリングカーのGM汚染サーベイメータ及びNaIシンチレーションサーベイメータ	

監視計器一覧（２／４）

対応手段		重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	
1. 17. 2. 1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等				
(5) 可搬型放射線計測器等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	a. 可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値	・ 格納容器排気筒ガスモニタ
			放射線量	・ モニタリングステーション及びモニタリングポスト
				・ 可搬型代替モニタ
				・ 可搬型モニタ
		操作	放射性物質の濃度	・ G M汚染サーベイメータ
				・ N a I シンチレーションサーベイメータ
	b. 可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値	・ 廃棄物処理設備排水モニタ
			操作	放射性物質の濃度
		・ N a I シンチレーションサーベイメータ		
		・ Z n S シンチレーションサーベイメータ		
		c. 可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値
	放射線量			・ モニタリングステーション及びモニタリングポスト
				・ 可搬型代替モニタ
				・ 可搬型モニタ
	操作		放射性物質の濃度	・ G M汚染サーベイメータ
				・ N a I シンチレーションサーベイメータ
	d. 海上モニタリング測定	判断基準	モニタ値	・ 格納容器排気筒ガスモニタ
			放射線量	・ モニタリングステーション及びモニタリングポスト
				・ 可搬型代替モニタ
・ 可搬型モニタ				
操作		放射線量	・ 電離箱サーベイメータ	
			放射性物質の濃度	・ G M汚染サーベイメータ
				・ N a I シンチレーションサーベイメータ
				・ Z n S シンチレーションサーベイメータ

監視計器一覧（３／４）

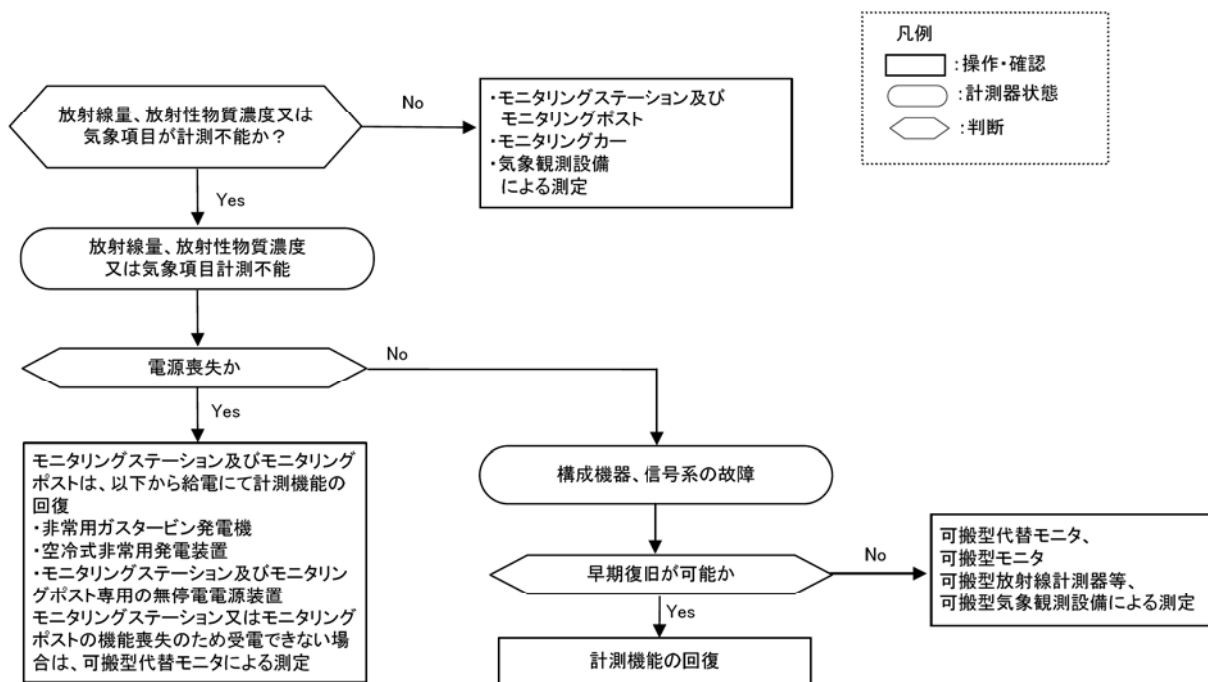
対応手段	重大事故等の 対応に必要なと なる監視項目	監視計器
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等		
(6)バックグラウンド低減 対策等 a. モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準	放射線量 ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト
	操作	放射線量 ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト

監視計器一覧（４／４）

対応手段	重大事故等の 対応に必要なと なる監視項目	監視計器
1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等		
(1)可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	判断基準	風向・風速その他気象条件 ・気象観測設備
	操作	風向・風速その他気象条件 ・可搬型気象観測設備

第 1.17.3 表 審査基準における要求事項毎の給電対策設備

対象条文	供給対象設備	給電元
【1.17】監視測定等に関する手順等	モニタリングステーション	非常用ガスタービン発電機 又は 空冷式非常用発電装置
	モニタリングポスト	非常用ガスタービン発電機 又は 空冷式非常用発電装置

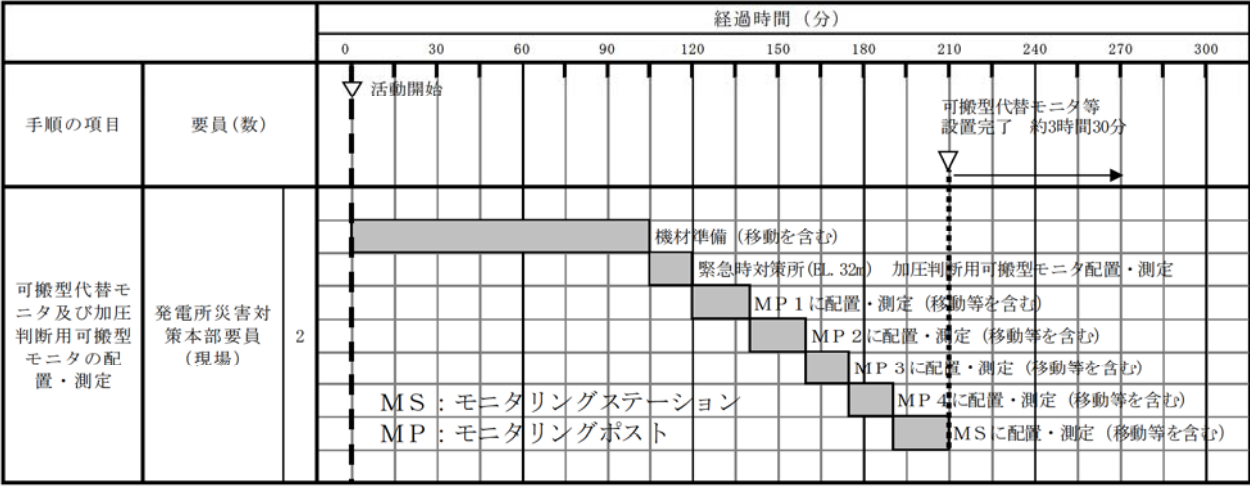


第 1.17.1 図 放射線量，放射性物質濃度又は気象観測項目計測不能時対応手順

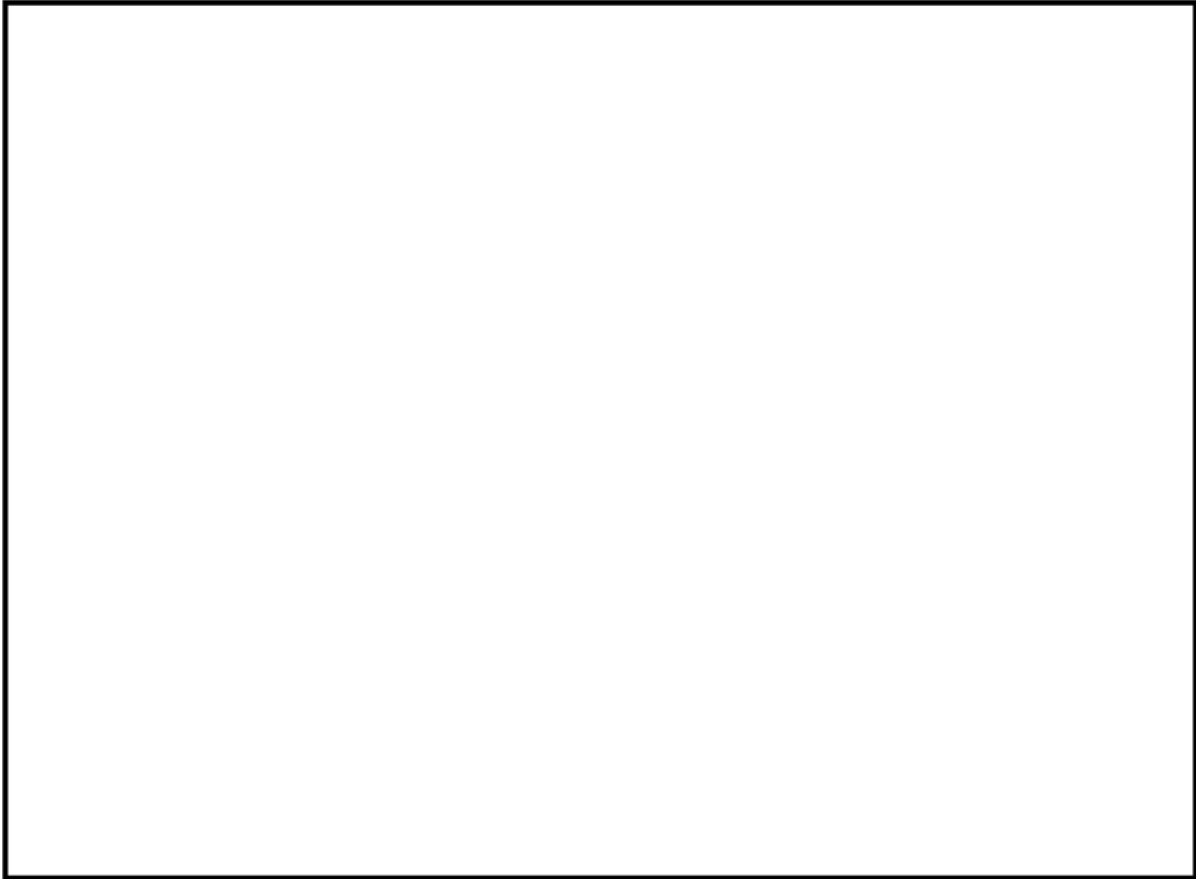


第 1.17.2 図 可搬型代替モニタの配置及び保管場所図

枠囲みの範囲は機密に係る
事項ですので公開すること
はできません

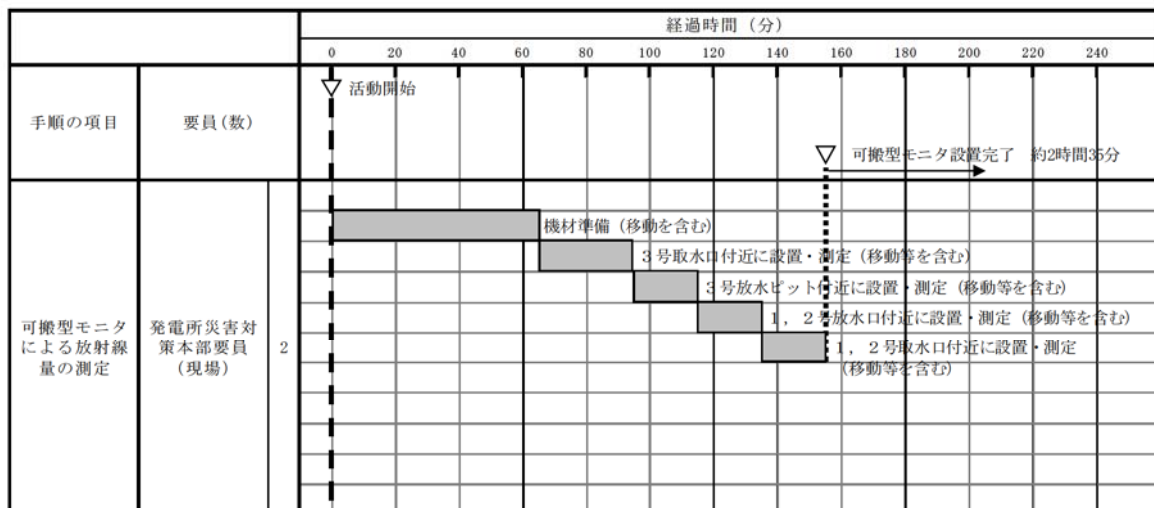


第 1. 17. 3 図 可搬型代替モニタ及び加圧判断用の可搬型モニタの配置・測定のタイムチャート

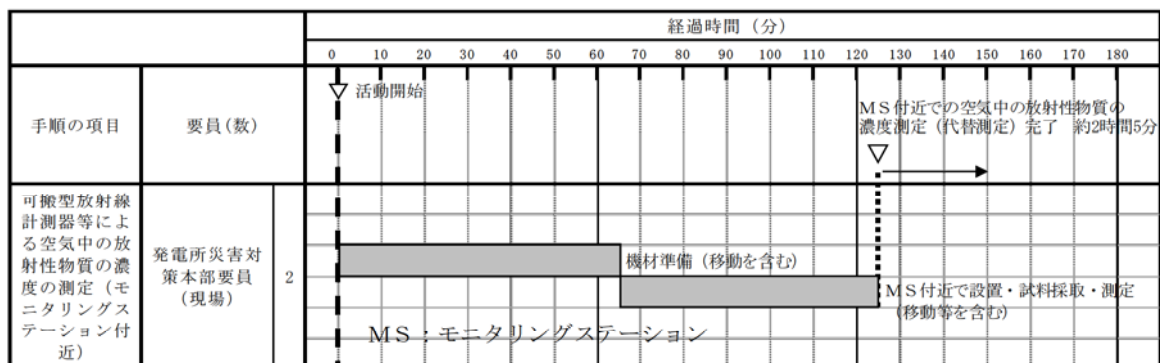


第 1. 17. 4 図 可搬型モニタの配置及び保管場所図

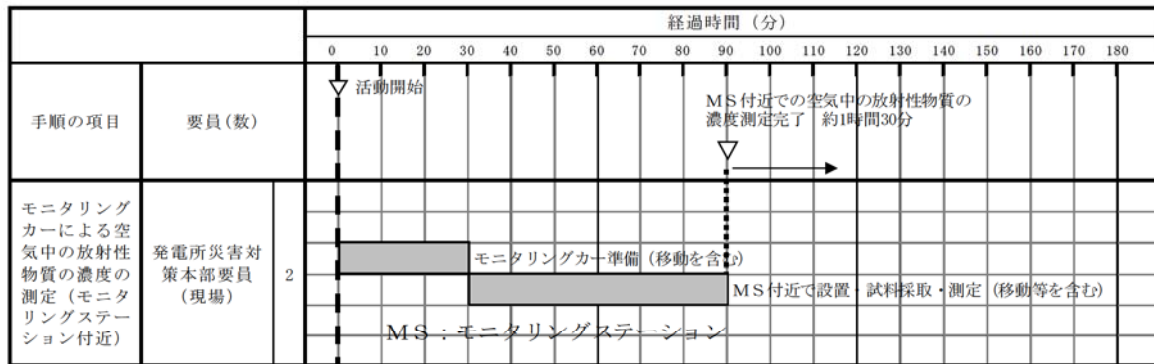
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません



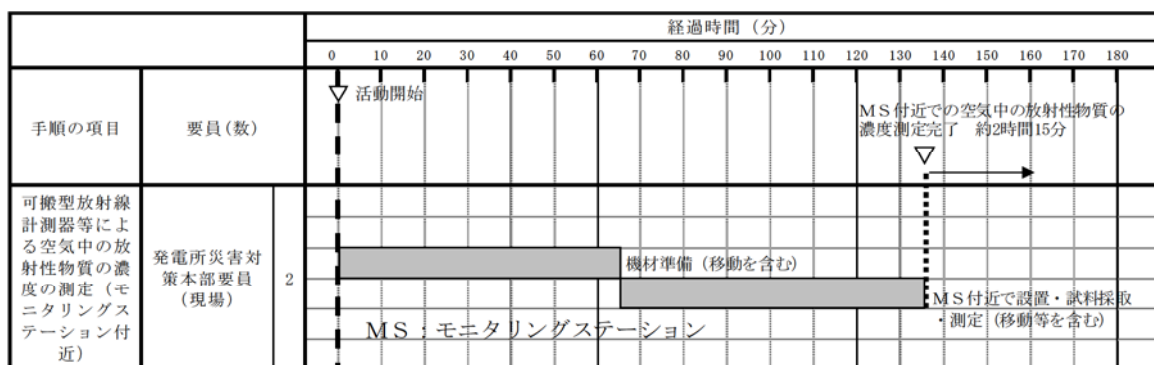
第 1.17.5 図 可搬型モニタの配置・測定のタイムチャート



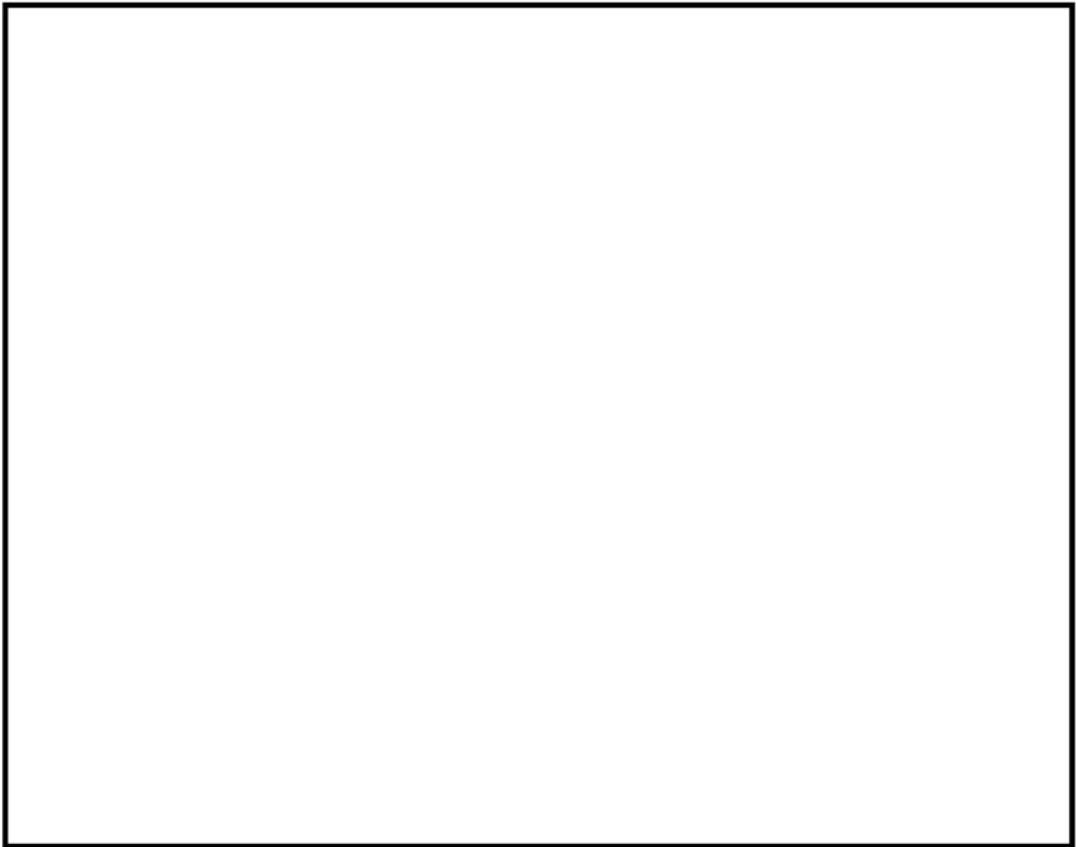
第 1.17.6 図 空気中の放射性物質の濃度の代替測定のタイムチャート



第 1.17.7 図 モニタリングカーによる空気中の放射性物質の濃度測定のタイムチャート

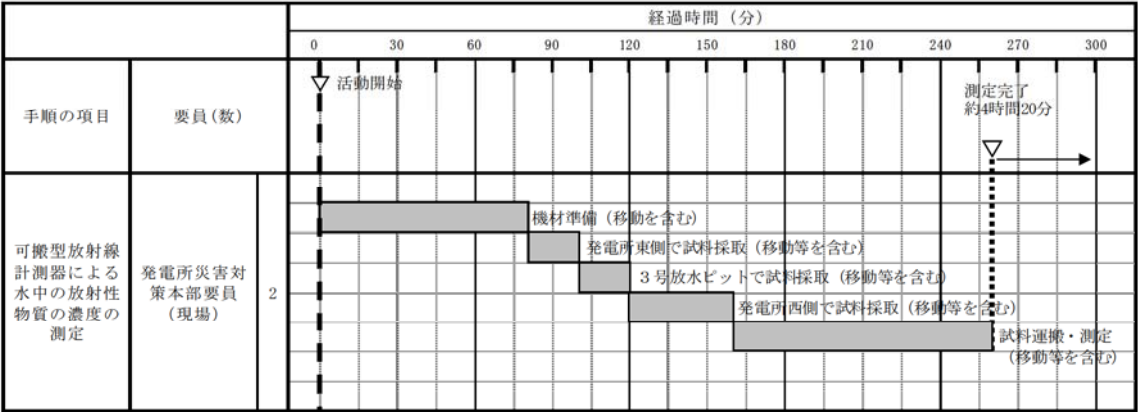


第 1.17.8 図 空気中の放射性物質の濃度測定のタイムチャート

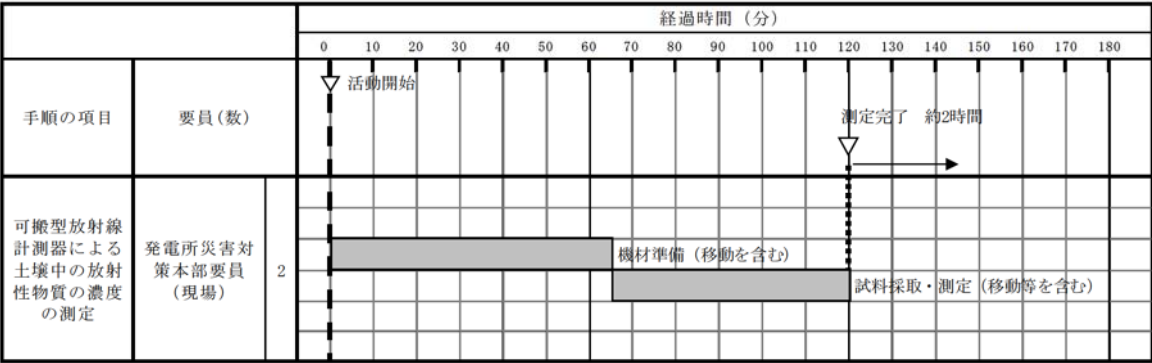


第 1.17.9 図 可搬型放射線計測器，可搬型ダストサンプラ及び
小型船舶の保管場所並びに試料採取場所図

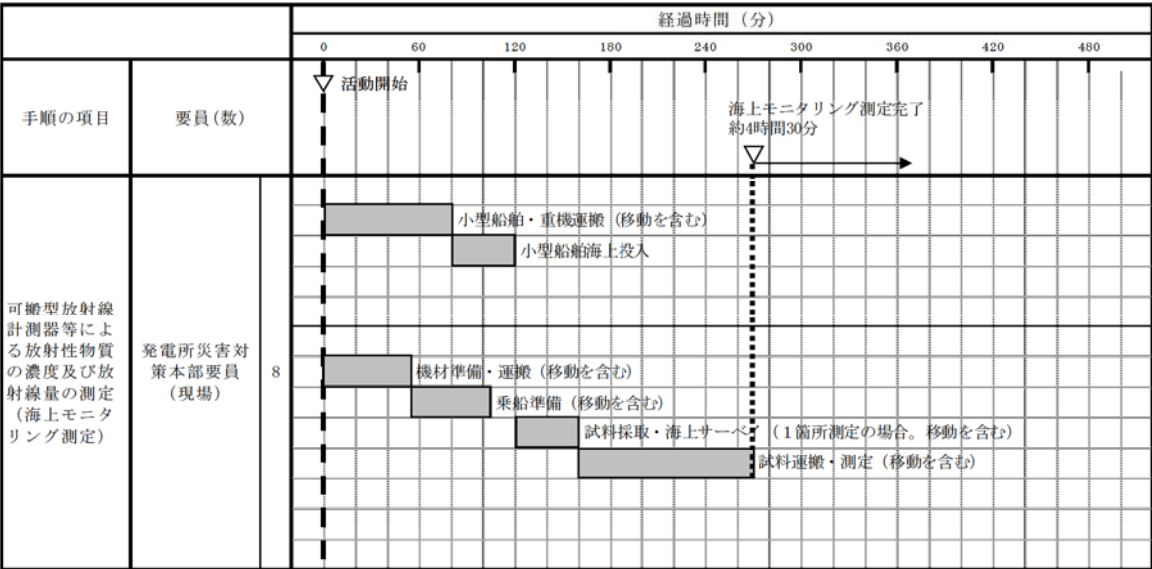
枠囲みの範囲は機密に係る
事項ですので公開するこ
とはできません



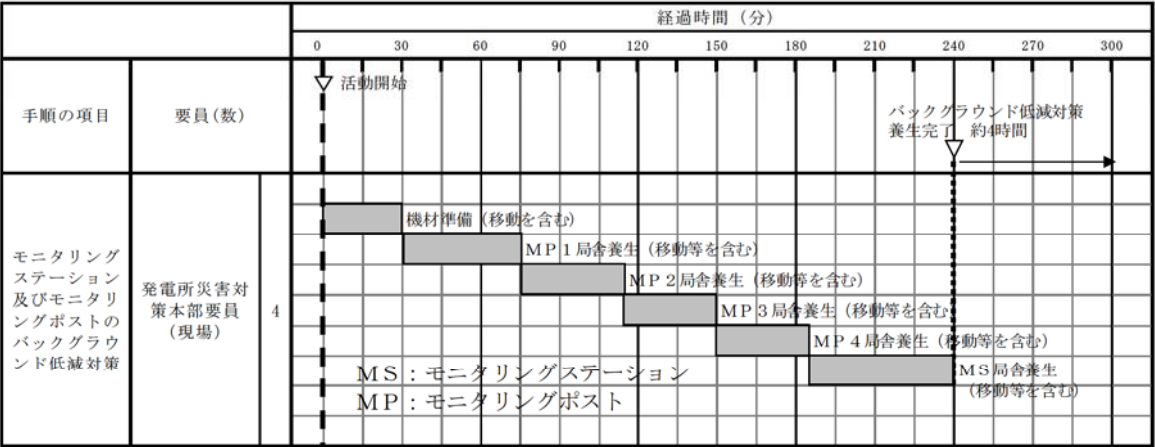
第 1.17.10 図 海水中及び排水中の放射性物質の濃度測定のタイムチャート



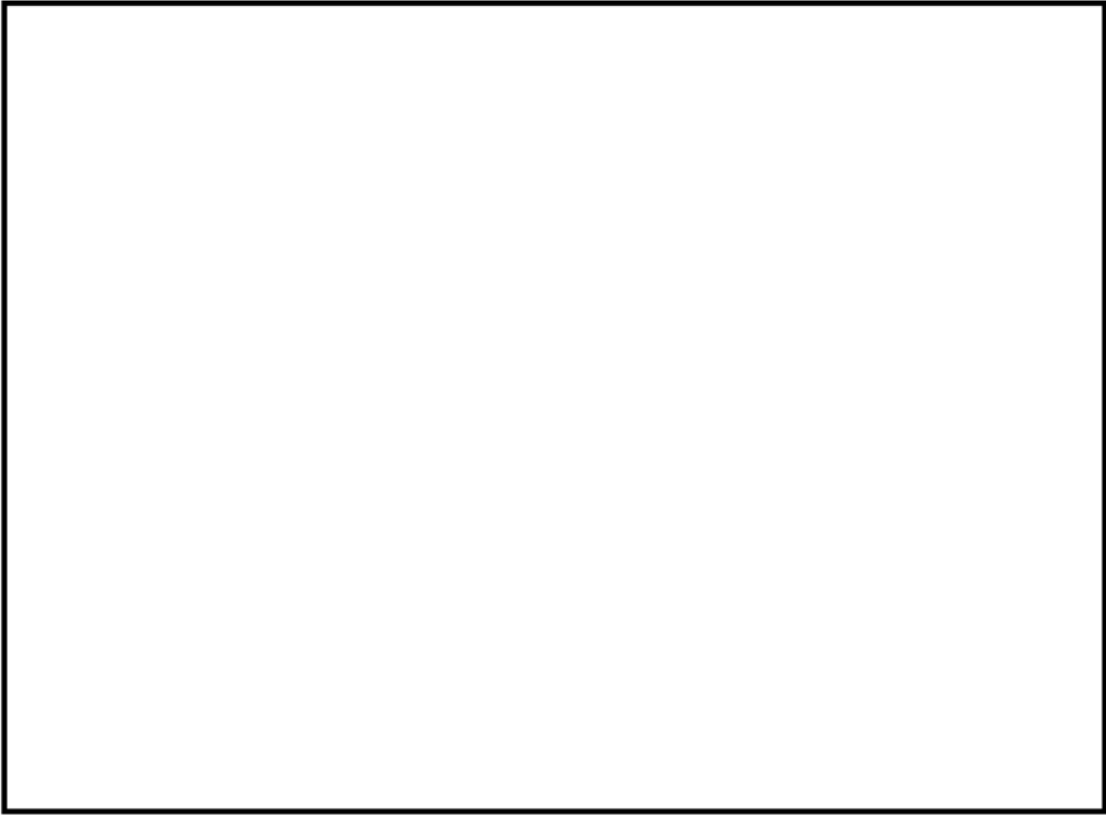
第 1. 17. 11 図 土壌中の放射性物質の濃度測定のタイムチャート



第 1. 17. 12 図 海上モニタリング測定のタイムチャート

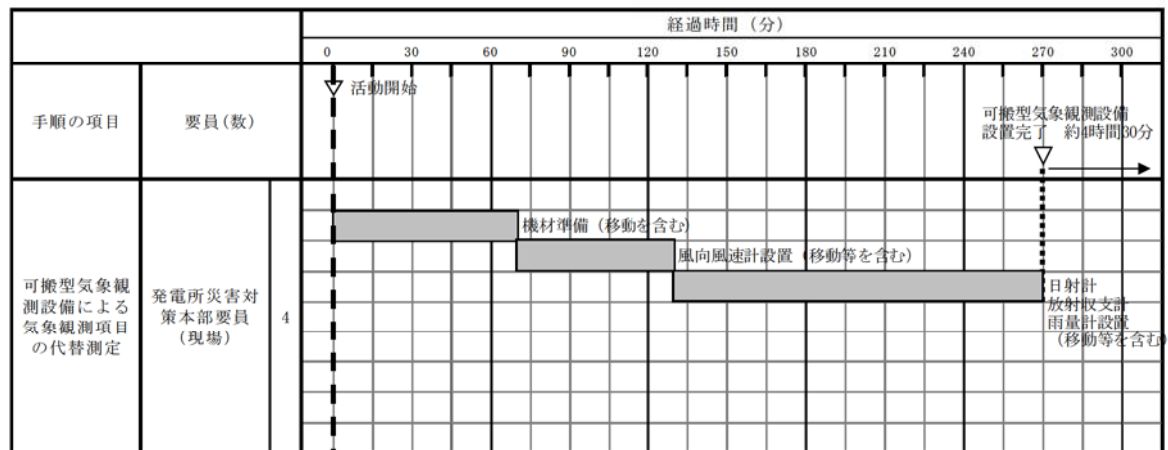


第 1. 17. 13 図 モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート



第 1. 17. 14 図 可搬型気象観測設備の配置及び保管場所図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません



第 1. 17. 15 図 可搬型気象観測設備の配置・測定のタイムチャート

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

< 目 次 >

1.18.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

(2) 対応手段と設備の選定の結果

1.18.2 重大事故等時の手順等

1.18.2.1 居住性を確保するための手順等

(1) 緊急時対策所(EL. 32m)立ち上げの手順

a. 緊急時対策所空気浄化設備運転手順

b. 緊急時対策所(EL. 32m)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順

a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順

b. その他の手順項目にて考慮する手順

(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等

a. 緊急時対策所(EL. 32m)にとどまる要員

b. 緊急時対策所加圧装置による空気供給準備手順

c. 緊急時対策所加圧装置への切替準備手順

d. 緊急時対策所加圧装置への切替手順

e. 緊急時対策所空気浄化設備への切替手順

1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等

(1) 緊急時対策所(EL. 32m)情報収集設備によるプラントパラメ

ータ等の監視手順

(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備

(3) 通信連絡に関する手順等

1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等

(1) 放射線管理

- a. 放射線管理用資機材の維持管理等
- b. チェンジングエリアの設置及び運用手順
- c. 緊急時対策所空気浄化設備の切替手順

(2) 飲料水，食料等

1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順

(1) 緊急時対策所用発電機による給電

- a. 緊急時対策所用発電機準備手順
- b. 緊急時対策所用発電機起動手順
- c. 緊急時対策所用発電機への燃料（軽油）給油手順

1.18.2.5 総合事務所内緊急時対策所を使用する手順

(1) 総合事務所内緊急時対策所立ち上げ手順

- a. 総合事務所内緊急時対策所換気空調設備運転手順

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順

- a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順
- b. その他の手順項目にて考慮する手順

(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等

- a. 総合事務所内緊急時対策所にとどまる要員
- b. 総合事務所内緊急時対策所加圧装置による空気供給準備手順

- c. 総合事務所内緊急時対策所加圧装置への切替準備手順
 - d. 総合事務所内緊急時対策所加圧装置への切替手順
 - e. 総合事務所内緊急時対策所換気空調設備への切替手順
- (4) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順
- a. 総合事務所内緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順
 - b. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備
 - c. 通信連絡に関する手順等
- (5) 必要な数の要員の収容に係る手順等
- a. 放射線管理
 - (a) 放射線管理用資機材の維持管理等
 - (b) チェンジングエリアの設置及び運用手順
 - b. 飲料水，食料等
- (6) 総合事務所非常用予備発電装置による給電手順

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

< 要求事項 >

発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
 - a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。
 - b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。
 - c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。
 - d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。
 - e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。

2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。

緊急時対策所（EL. 32m）には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所（EL. 32m）にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所災害対策本部としての機能を維持するために必要な設備を整備する。ここでは、緊急時対策所（EL. 32m）の設備を活用した手順等について説明する。

1.18.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所災害対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備の他に、多様性拡張設備^{*1}を用いた対応手段を選定する。

※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備

また、緊急時対策所（EL. 32m）の電源は、通常、発電所の交流動力電源から給電されている。

この発電所からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第 1. 18. 1 図）。

選定した重大事故等対処設備により、審査基準だけでなく、設置許可基準規則第六十一条及び技術基準規則第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。

（2）対応手段と設備の選定の結果

機能喪失原因対策分析の結果、並びに審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、多様性拡張設備を以下に示す。

なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を第 1. 18. 1 表及び第 1. 18. 2 表に示す。

a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所（EL. 32

m) にとどまるために必要な対応手段及び設備

(a) 対応手段

重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所（EL. 32m）の居住性を確保する手段がある。

緊急時対策所（EL. 32m）の居住性を確保するための設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所遮へい
- ・ 緊急時対策所空気浄化ファン
- ・ 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット
- ・ 緊急時対策所加圧装置
- ・ 緊急時対策所エリアモニタ
- ・ 可搬型代替モニタ
- ・ 加圧判断に使用する可搬型モニタ
- ・ 可搬型気象観測設備のうち風向風速計
- ・ モニタリングポスト
- ・ 気象観測設備のうち風向風速計
- ・ 酸素濃度計
- ・ 二酸化炭素濃度計

緊急時対策所（EL. 32m）から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。

必要な情報を把握するための設備、必要な通信連絡を行

うための設備は以下のとおり。

- ・安全パラメータ表示システム
- ・SPDS 表示端末
- ・衛星電話設備
- ・無線通信設備
- ・緊急時用携帯型通話設備
- ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備
(テレビ会議システム, IP-電話, IP-ファックス)
- ・電力保安通信用電話設備
(テレビ会議システムを含む。)
- ・運転指令設備
- ・災害時優先加入電話設備
- ・直通電話設備

緊急時対策所 (EL. 32m) の電源として、代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。緊急時対策所 (EL. 32m) の代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所用発電機
- ・軽油タンク
- ・ミニローリー
- ・非常用ガスタービン発電機^{※2}
- ・空冷式非常用発電装置^{※2}

※2 安全パラメータ表示システムへの給電に用いる。

緊急時対策所 (EL. 32m) が使用できない場合に、総合事務所内緊急時対策所を使用して発電所災害対策本部機能を

維持するため、以下の手段がある。

- ・総合事務所内緊急時対策所

(b) 重大事故等対処設備，多様性拡張設備

審査基準及び基準規則に要求される緊急時対策所遮へい，緊急時対策所空気浄化ファン及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（以下「緊急時対策所空気浄化設備」という。），緊急時対策所加圧装置，緊急時対策所エリアモニタ，可搬型代替モニタ，加圧判断に使用する可搬型モニタ，可搬型気象観測設備のうち風向風速計，酸素濃度計，安全パラメータ表示システム，SPDS 表示端末，衛星電話設備，無線通信設備のうち無線通信装置（可搬型），緊急時用携帯型通話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックス）は重大事故等対処設備として位置づける。

二酸化炭素濃度は，酸素濃度同様，居住性に関する重要な制限要素であることから，二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備として位置づける。

機能喪失原因対策分析の結果により選定した，緊急時対策所（EL. 32m）の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち，緊急時対策所用発電機，非常用ガスタービン発電機，空冷式非常用発電装置，軽油タンク及びミニローリーは重大事故等対処設備として位置づける。

これらの選定した設備は，審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。

以上の重大事故等対処設備において、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所（EL. 32m）にとどまることが可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備として位置づける。あわせて、その理由を示す。

- ・モニタリングポスト

モニタリングポストは、日常的に発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は放射線量の測定手段として有効である。

- ・気象観測設備のうち風向風速計

耐震Sクラスではなく Ss 機能維持を担保できないが、設備が健全である場合は、風向、風速その他の気象条件の測定手段として有効である。

また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備として位置づける。あわせて、その理由を示す。

- ・運転指令設備，電力保安通信用電話設備（テレビ会議システムを含む。），無線通信設備のうち無線通信装置（固定型），災害時優先加入電話設備，直通電話設備

耐震Sクラスではなく Ss 機能維持を担保できないが、設備が健全である場合は、発電所内及び発電所外（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。

また、以上の重大事故等対処設備において、緊急時対策

所として必要な機能を有することから、以下の設備は多様性拡張設備として位置づける。あわせて、その理由を示す。

- ・ 総合事務所内緊急時対策所

耐震 S クラスではなく Ss 機能維持を担保できないが、緊急時対策所(EL. 32m)にほぼ相当する機能を持つことから、何らかの原因により緊急時対策所 (EL. 32m) が使用できない場合の代替の緊急時対策所機能を確保する手段として有効である。

- b. 手順等

上記の a. により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、緊急時の対応手順及び防災に関する手順等に定める（第 1. 18. 1 表，第 1. 18. 2 表参照）。

また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する(第 1. 18. 3 表, 第 1. 18. 4 表参照)。

1. 18. 2 重大事故等時の手順等

1. 18. 2. 1 居住性を確保するための手順等

重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を 7 日間で 100 mSv を超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所遮へい，緊急時対策所空気浄化設備，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により，緊急時対策所 (EL. 32m) にとどまるために必要な居住性を確保する。

環境に放射性物質等が放出された場合，可搬型代替モニタ，加圧判断に使用する可搬型モニタ及び可搬型気象観測設備のうち風向風速計により，緊急時対策所 (EL. 32m) に向かって放出

される放射性物質による放射線量を測定及び監視し、緊急時対策所加圧装置による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。

また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所（EL. 32m）内に侵入した場合においても、緊急時対策所エリアモニターにて監視、測定することにより、緊急時対策所（EL. 32m）内への放射性物質の侵入を低減する。

緊急時対策所（EL. 32m）内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。

これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。

(1) 緊急時対策所（EL. 32m）立ち上げの手順

非常体制が発令された場合、緊急時対策所（EL. 32m）を使用し、発電所災害対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所（EL. 32m）を立ち上げるための手順を整備する。

a. 緊急時対策所空気浄化設備運転手順

非常体制が発令された場合、発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所（EL. 32m）を拠点として活動を開始する。緊急時対策所（EL. 32m）で活動する発電所災害対策本部要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低減のため、緊急時対策所空気浄化設備を運転する。

全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所空気浄化ファンを運転する。

緊急時対策所空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気量を確保するとともに、緊急時対策所空気浄化フィルタ

を通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

非常体制が発令された場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所 (EL. 32m) 立ち上げ時の緊急時対策所空気浄化設備運転手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所空気浄化設備の概略系統図を第 1. 18. 2 図に, 緊急時対策所空気浄化設備運転の概略系統図を第 1. 18. 3 図に, タイムチャートを第 1. 18. 4 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は, 作業着手の判断基準に基づき発電所災害対策本部要員に緊急時対策所空気浄化設備の起動を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は, 緊急時対策所空気浄化設備と可搬型ダクト及びケーブルを接続する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は, 使用側の緊急時対策所給気第 1 ダンパ及び第 2 ダンパが調整開であることを確認する。
- ④ 発電所災害対策本部要員は, 待機側の緊急時対策所給気第 1 ダンパ開度が使用側の緊急時対策所給気第 1 ダンパ開度と同等であることを確認し, 待機側の緊急時対策所第 2 ダンパを閉とする。
- ⑤ 発電所災害対策本部要員は, 緊急時対策所 (EL. 32 m) 内に設置する分電盤にて使用側の緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。

⑥ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所空気浄化設備の流量を確認し、必要により、緊急時対策所給気第1ダンパ又は第2ダンパを調整し、流量（17～25m³/min）に調整する。

⑦ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧（100Pa[gage]）に調整する。

(c) 操作の成立性

上記の現場対応は発電所災害対策本部要員2名により作業を実施する。緊急時対策所空気浄化設備の運転開始までの所要時間は一連の操作完了まで約1時間30分と想定する。

円滑に作業ができるように、アクセスルートを確保し、防護具、可搬型照明、通信設備を整備する。

b. 緊急時対策所（EL. 32m）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順

非常体制が発令され、緊急時対策所（EL. 32m）の使用を開始した場合、緊急時対策所（EL. 32m）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（EL. 32m）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。

酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

非常体制が発令された場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所（EL. 32m）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のとおり。

- ① 原子力防災管理者は、作業着手の判断基準に基づき、発電所災害対策本部要員に緊急時対策所（EL. 32m）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所（EL. 32m）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所（EL. 32m）内の酸素濃度が 18%以上又は二酸化炭素濃度が 0.5%以下を維持できない場合は、緊急時対策所給気第 1 ダンパ又は第 2 ダンパ及び排気手動ダンパの開度調整により、換気率を調整する。

なお、緊急時対策所加圧装置を使用している場合において、酸素濃度が 19%以上又は二酸化炭素濃度が 1.0%以下を維持できない場合は、緊急時対策所（EL. 32m）内に設置されている緊急時対策所加圧装置の緊急時対策所加圧装置流量調整弁及び排気手動ダンパの開度調整により、空気流入量を調整する。

(c) 操作の成立性

上記の緊急時対策所（EL. 32m）内対応は発電所災害対策本部要員 1 名により作業を実施する。室内での測定、弁及びダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。

(2) 原子力災害対策特別措置法第 10 条事象発生時の手順

a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順

原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に緊急時対策所 (EL. 32m) 内への放射性物質等の侵入量を微量のうちに検知し、緊急時対策所 (EL. 32m) 内の発電所災害対策本部要員の被ばくを低減するため、緊急時対策所 (EL. 32m) 内への緊急時対策所エリアモニタを設置する。

原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合に、緊急時対策所 (EL. 32m) 内へ緊急時対策所エリアモニタを設置する手順を整備する。

原子炉格納容器と緊急時対策所 (EL. 32m) の中間位置に設置する加圧判断に使用する可搬型モニタ、可搬型代替モニタ及び可搬型気象観測設備のうち風向風速計は、緊急時対策所 (EL. 32m) を加圧するための判断に用いる。

(a) 手順着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所エリアモニタ設置手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.5 図に示す。

① 原子力防災管理者は、作業着手の判断基準に基づき、発電所災害対策本部要員に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。

② 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所エリア

モニタを設置し，起動する。

(c) 操作の成立性

上記の緊急時対策所 (EL. 32m) 内対応は発電所災害対策本部要員 1 名により作業を実施する。緊急時対策所エリアモニタ起動までの所要時間は約 20 分と想定する。

b. その他の手順項目にて考慮する手順

原子炉格納容器と緊急時対策所の中間位置に設置する加圧判断に使用する可搬型モニタ，可搬型代替モニタ及び可搬型気象観測設備のうち風向風速計を設置する手順は

「1. 17 監視測定等に関する手順等」に整備する。

(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等

重大事故等が発生した場合，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し，居住性を確保するための手順を整備する。

a. 緊急時対策所 (EL. 32m) にとどまる要員

プルーム通過中においても，緊急時対策所 (EL. 32m) にとどまる要員は，休憩，仮眠をとるための交代要員を考慮して，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 36 名と，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 61 名の合計 97 名と想定している。

プルーム放出のおそれがある場合，原子力防災管理者は，この要員数を目安とし，最大収容可能人数 (100 名) の範囲で緊急時対策所 (EL. 32m) にとどまる要員を判断する。

b. 緊急時対策所加圧装置による空気供給準備手順

重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に備え、緊急時対策所加圧装置の系統構成を行う。

緊急時対策所加圧装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替の準備を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかに該当した場合。

- ・ 重大事故等が発生し、原子炉内の炉心損傷の兆候若しくは格納容器内圧力が格納容器スプレイ作動圧力となった場合。
- ・ 可搬型代替モニタ、加圧判断に使用する可搬型モニタ等の線量率が上昇した場合。
- ・ 緊急時対策所エリアモニタ線量率が上昇した場合。
- ・ 炉心の状態に係らず原子炉格納容器が破損した場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所加圧装置による空気供給準備手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第 1.18.3 図に、タイムチャートを第 1.18.6 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は、作業着手の判断基準に基づき、発電所災害対策本部要員に緊急時対策所加圧装置の系統構成（空気ボンベから流量調整弁まで）を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所加圧装置にホースを接続する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所加圧装

置の系統構成（空気ポンベから流量調整弁まで）を行い，各部の漏えい等がないことを確認する。

(c) 操作の成立性

上記の現場対応は発電所災害対策本部要員 2 名により作業を実施する。緊急時対策所加圧装置の系統構成完了までの所要時間は約 2 時間と想定する。

円滑に作業ができるように，アクセスルートを確保し，防護具，可搬型照明，通信設備を整備する。

c. 緊急時対策所加圧装置への切替準備手順

プルーム放出のおそれがある場合，プルーム放出に備え，パラメータの監視を強化し，加圧操作要員を配置する。

プルーム放出に備え，パラメータの監視強化及び緊急時対策所加圧装置による加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

プルーム放出のおそれがある場合。

具体的には以下のいずれかに該当した場合をいう。

- ・ 重大事故等が発生し，原子炉内の炉心損傷の兆候及び格納容器内圧力が最高使用圧力を超えかつ圧力の上昇が継続し，原子炉格納容器の破損のおそれがある場合。
- ・ 可搬型代替モニタ，加圧判断に使用する可搬型モニタ等の線量率が上昇した場合。
- ・ 緊急時対策所エリアモニタ線量率が上昇した場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所加圧装置への切替準備手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.7 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は、作業着手の判断基準に基づき、プルーム放出に備え、発電所災害対策本部要員へパラメータの監視強化及び緊急時対策所加圧装置による加圧操作の要員配置を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所エリアモニタ、可搬型代替モニタ、加圧判断に使用する可搬型モニタ及び可搬型気象観測設備のうち風向風速計の監視強化を行う。
- ③ 発電所災害対策本部要員は加圧操作の要員を配置する。

(c) 操作の成立性

上記の緊急時対策所 (EL. 32m) 内対応は発電所災害対策本部要員 4 名により作業を実施する。

室内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。

d. 緊急時対策所加圧装置への切替手順

原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所 (EL. 32m) に接近した場合、緊急時対策所 (EL. 32m) 内への希ガス等の放射性物質の侵入を防止するため、緊急時対策所空気浄化設備を停止し、緊急時対策所加圧装置による緊急時対策所 (EL. 32m) 内の加圧を行う。

緊急時対策所加圧装置による緊急時対策所 (EL. 32m) 内の加圧を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかに該当した場合。（風向風速を参考とする。）

- ・原子炉格納容器冷却機能の回復がなく，かつ格納容器内圧力が最高使用圧力を超えた状態から圧力が低下傾向となった場合。
- ・原子炉格納容器と緊急時対策所（EL. 32m）との中間位置に設置する加圧判断に使用する可搬型モニタの線量率が急上昇した場合。
- ・緊急時対策所エリアモニタ線量率が急上昇した場合。
- ・可搬型代替モニタ線量率が急上昇した場合。
- ・発電所内外のモニタリングに基づき，加圧装置の使用が必要となった場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所加圧装置により緊急時対策所（EL. 32m）内を加圧する手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第 1.18.8 図に，タイムチャートを第 1.18.9 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は，作業着手の判断基準に基づき，発電所災害対策本部要員に緊急時対策所加圧装置による緊急時対策所（EL. 32m）内加圧の開始を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は，緊急時対策所（EL. 32m）内に設置する分電盤にて緊急時対策所空気浄化ファンを停止する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は，緊急時対策所給気第

2 ダンパを閉とする。

④ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。

⑤ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所（EL. 32 m）内に設置されている緊急時対策所加圧装置流量調整弁を開とし、流量（ $3.9\text{m}^3/\text{min}$ 以上）を調整する。

⑥ 緊急時対策所排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所（EL. 32m）内が微正圧（ $100\text{Pa}[\text{gage}]$ ）となるよう圧力を調整する。

なお、緊急時対策所加圧装置による緊急時対策所（EL. 32m）内加圧時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1) 緊急時対策所（EL. 32m）立ち上げの手順 b. 緊急時対策所（EL. 32m）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。

(c) 操作の成立性

上記の緊急時対策所（EL. 32m）内対応は発電所災害対策本部要員 3 名により作業を実施する。緊急時対策所加圧装置による緊急時対策所内の加圧開始までの所要時間は約 5 分と想定する。

e. 緊急時対策所空気浄化設備への切替手順

緊急時対策所（EL. 32m）周辺から希ガスの影響が減少した場合に緊急時対策所加圧装置による加圧を停止し、緊急時対策所空気浄化設備を起動する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかに該当した場合。

- ・上昇していた格納容器内圧力が低下後、安定し、希ガスの放出が終息したと判断できる場合。
- ・可搬型気象観測設備のうち風向風速計の状況により、緊急時対策所空気浄化設備の運転再開及び加圧装置の停止ができる場合。
- ・緊急時対策所（EL. 32m）が、炉心から見て風上であり、かつ加圧判断に使用する可搬型モニタ又は可搬型代替モニタの線量率が低下した場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所加圧装置から緊急時対策所空気浄化設備への切替手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第 1. 18. 3 図に、タイムチャートを第 1. 18. 10 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は、作業着手の判断基準に基づき、発電所災害対策本部要員に緊急時対策所加圧装置から緊急時対策所空気浄化設備への切替を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所給気第 2 ダンパを調整開とし、緊急時対策所（EL. 32m）内に設置する分電盤にて緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所給気第 2 ダンパを操作し、流量（17～25m³/min）を調整する。
- ④ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所加圧装置流量調整弁を閉とし、緊急時対策所加圧装置によ

る加圧を停止する。

- ⑤ 発電所災害対策本部要員は、排気手動ダンパを調節し、緊急時対策所（EL. 32m）内が微正圧（100Pa [gage]）となるよう圧力を調整する。

なお、緊急時対策所空気浄化設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所（EL. 32m）立ち上げの手順 b. 緊急時対策所（EL. 32m）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。

(c) 操作の成立性

上記の緊急時対策所（EL. 32m）内対応は発電所災害対策本部要員 3 名により作業を実施する。緊急時対策所加圧装置による緊急時対策所内の加圧停止までの所要時間は約 5 分と想定する。

1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等

重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所（EL. 32m）の情報収集設備及び緊急時対策所（EL. 32m）の通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。

また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（EL. 32m）に整備する。

重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（EL. 32

m) の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。

全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所 (EL. 32m) の情報収集設備及び通信連絡設備を使用する。

(1) 緊急時対策所 (EL. 32m) 情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順

重大事故等が発生した場合、緊急時対策所 (EL. 32m) 情報収集設備である安全パラメータ表示システム及び SPDS 表示端末により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。

a. 手順着手の判断基準

非常体制が発令された場合。

b. 操作手順

SPDS 表示端末を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第 1.18.11 図に示す。

なお、安全パラメータ表示システムについては、常時、伝送が行われており、操作は必要ない。

① 発電所災害対策本部要員は、作業着手の判断基準に基づき、SPDS 装置端末の接続を確認し、端末 (PC) を起動する。

② 発電所災害対策本部要員は、SPDS 表示端末にて、各パラメータを監視する。

c. 操作の成立性

上記の緊急時対策所 (EL. 32m) 内対応は発電所災害対策

本部要員 1 名により作業を実施する。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。

(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備

重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（EL. 32m）に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。

(3) 通信連絡に関する手順等

重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（EL. 32 m）の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、原子力本部（松山）、本店（高松）、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。

重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第 1. 18. 5 表に、概略系統図を第 1. 18. 11 図に示す。

発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用等方法、必要な手順の詳細は「1. 19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

1. 18. 2. 3 必要な数の要員の収容に係る手順等

緊急時対策所（EL. 32m）は、緊急時対策所エリアとチェンジングエリアの 2 区画で構成しており、緊急時対策所エリアには、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた

重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大 100 名を収容する。

要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。

(1) 放射線管理

a. 放射線管理用資機材の維持管理等

緊急時対策所（EL. 32m）には、1 週間外部からの支援がなくとも対策要員が使用する十分な数量の装備（線量計、マスク等）を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。

原子力防災管理者は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、電子式線量計（個人線量計）を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。

また、原子力防災管理者は、緊急時対策所（EL. 32m）空気浄化フィルタユニットの線量を監視するため、可搬型エリアモニタを設置するとともに、線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する区域を設ける等の対応を行う。

b. チェンジングエリアの設置及び運用手順

チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、発電所災害対策本部要員の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、発電所災害対策本部要員が身体サーベイ及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。

なお、緊急時対策所（EL. 32m）の外で身体サーベイを待つ現場作業等を行う要員等は、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある待機所内で待機する。

チェンジングエリア内での身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、チェンジングエリア内でウェットティッシュ等による簡易除染にて汚染を取り除くことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。

簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。

緊急時対策所（EL. 32m）の外側が放射性物質により汚染した状況下において、緊急時対策所（EL. 32m）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、運用する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

重大事故等が発生し、炉心出口温度等により炉心損傷

が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合。

(b) 操作手順

チェンジングエリアの設置手順の概要は以下のとおり。
タイムチャートを第 1.18.12 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は、作業着手の判断基準に基づき、発電所災害対策本部要員にチェンジングエリアの設置を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は、床養生用シートにてチェンジングエリアの床面全体を養生する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は、床の養生シートを隙間無くテープにて養生する。
- ④ 発電所災害対策本部要員は、各エリア間の境界にバリア、粘着マットを設置する。
- ⑤ 発電所災害対策本部要員は、簡易テントを組み立て、簡易テント内に簡易シャワー等を設置する。
- ⑥ 発電所災害対策本部要員は、脱衣収納容器、汚染密度測定用サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。

(c) 操作の成立性

上記の緊急時対策所 (EL. 32m) 内対応は発電所災害対策本部要員 3 名により作業を実施する。チェンジングエリア設置までの所要時間は約 45 分と想定する。

c. 緊急時対策所空気浄化設備の切替手順

緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの性能の低下に

より、緊急時対策所（EL. 32m）内の居住性が確保できない場合、緊急時対策所空気浄化設備の切替えを行う。

緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの性能が低下し、緊急時対策所空気浄化設備の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを行う手順を整備する。

緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所（EL. 32m）に設置する 2 系統及び予備の 1 系統を発電所内に配備していることから、切替え等を行うことにより、数ヶ月間使用可能とする。また、フィルタの製作（約 3 ヶ月）等を実施することにより、中長期的な対応を可能とする。

なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ適切に交換又は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。

(a) 手順着手の判断基準

フィルタユニットの性能の低下により運転中の緊急時対策所空気浄化設備の切替えが必要となった場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所空気浄化設備の切替手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.13 図に示す。

① 原子力防災管理者は作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策所空気浄化設備の切替えを発電所災害対策本部要員に指示する。

② 発電所災害対策本部要員は、待機側の緊急時対策所

給気第 2 ダンパを調整開とする。

③ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所（EL. 32 m）内に設置する分電盤にて待機側の緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。

④ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所内に設置する分電盤にて使用側の緊急時対策所空気浄化ファンを停止する。

⑤ 発電所災害対策本部要員は、使用側の緊急時対策所給気第 2 ダンパを閉とする。

⑥ 発電所災害対策本部要員は、空気浄化設備の流量を確認し、必要により、待機側の緊急時対策所給気第 2 ダンパを調整し、流量（17～25m³/min）に調整する。

⑦ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧（100Pa[gage]）に調整する。

（c）操作の成立性

上記の緊急時対策所（EL. 32m）内対応は発電所災害対策本部要員 2 名により作業を実施する。緊急時対策所空気浄化設備の切替完了までの所要時間は約 6 分と想定する。

（2）飲料水，食料等

重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに 1 週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持，管理する。

原子力防災管理者は、緊急時対策所（EL. 32m）内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所（EL. 32m）内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。

ただし、緊急時対策所（EL. 32m）内の空気中放射性物質濃度が目安値（ $1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ ）よりも高くなった場合であっても、原子力防災管理者の判断により、必要に応じて飲食を行う。

また、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（EL. 32m）内の室温・湿度が維持できるよう予備のエアコンを保管し、管理を適切に行う。

1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順

(1) 緊急時対策所用発電機による給電

a. 緊急時対策所用発電機準備手順

非常体制が発令された場合、発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所（EL. 32m）を拠点として活動を開始する。全交流動力電源喪失の発生時又は全交流動力電源喪失の発生に備え、緊急時対策所（EL. 32m）の電源を確保するため、代替電源設備である緊急時対策所用発電機のケーブル接続を行う。

緊急時対策所（EL. 32m）立ち上げ時の緊急時対策所用発電機のケーブル接続を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

非常体制が発令された場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所用発電機準備手順の概要は以下のとおり。
概略系統図を第 1. 18. 14 図に、タイムチャートを第 1. 18. 15 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は、作業着手の判断基準に基づき、発電所災害対策本部要員に緊急時対策所（EL. 32 m）の電源確保作業の開始を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は、ケーブルを緊急時対策所用発電機と緊急時対策所（EL. 32m）の中継端子盤間に敷設し、ケーブル接続を行う。これらは 2 台共に実施する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は、給電する電路に異常がないことを確認する。

(c) 操作の成立性

上記の現場対応は発電所災害対策本部要員 3 名により作業を実施する。緊急時対策所用発電機ケーブル接続完了までの所要時間は約 45 分と想定する。

円滑に作業ができるように、アクセスルートを確保し、防護具、可搬型照明、通信設備を整備する。

b. 緊急時対策所用発電機起動手順

全交流動力電源喪失時は、緊急時対策所（EL. 32m）の電源を確保するため、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を起動することにより緊急時対策所（EL. 32m）へ給電する。

全交流動力電源喪失時における緊急時対策所用発電機の起動手順を整備する。

なお、安全パラメータ表示システムについては、代替電源として非常用ガスタービン発電機又は空冷式非常用発電装置より給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源及びディーゼル発電機の故障等によりすべての非常用高圧母線への交流動力電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できない場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所用発電機起動手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第 1.18.14 図に、タイムチャートを第 1.18.16 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は、作業着手の判断基準に基づき、発電所災害対策本部要員に緊急時対策所（EL. 32 m）への給電作業開始を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所用発電機を起動する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所（EL. 32 m）内の緊急時対策所コントロールセンタのすべての開閉装置を「切」操作する。
- ④ 発電所災害対策本部要員は、発電機の出力遮断器を投入する。
- ⑤ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所（EL. 32 m）の中継端子盤にて、起動した緊急時対策所用発電機の給電用開閉装置を「入」操作する。

- ⑥ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所（EL. 32 m）内の緊急時対策所コントロールセンタの開閉装置を「入」操作し、給電を開始する。
- ⑦ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所（EL. 32 m）の中継端子盤にて、2 台目の緊急時対策所用発電機の給電用開閉装置を「入」操作する。
- ⑧ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所発電機の運転状態を監視しながら、2 台目の緊急時対策所用発電機を起動し、同期を確認の上、発電機の出力遮断器を投入し、並列運転を開始する。

(c) 操作の成立性

上記の現場対応は発電所災害対策本部要員 3 名により作業を実施する。緊急時対策所（EL. 32m）への緊急時対策所用発電機 1 台起動による給電開始までの所要時間は約 10 分と想定する。

緊急時対策所用発電機 1 台で緊急時対策所（EL. 32m）の負荷への給電は可能であるが、緊急時対策所用発電機に不具合が発生した場合においても、緊急時対策所（EL. 32m）への給電が喪失しないよう緊急時対策所用発電機を 2 台並列運転とする。

円滑に作業ができるように、アクセスルートを確保し、防護具、可搬型照明、通信設備を整備する。

c. 緊急時対策所用発電機への燃料（軽油）給油手順

全交流動力電源喪失時において、重大事故等対処設備である緊急時対策所用発電機を運転した場合、燃料補給

が必要となる。

緊急時対策所用発電機には、EL. +32mに設置する軽油タンクからミニローリーへ給油し、緊急時対策所用発電機に補給する。

緊急時対策所用発電機は、給油等が必要な場合、停止及び起動操作を行う。

重大事故等対処設備である軽油タンクからミニローリーへ給油し、緊急時対策所用発電機燃料タンクへ補給する手順を整備する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（軽油）の備蓄量として、軽油タンクの55kL以上を管理する。

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策所用発電機を運転した場合において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、負荷運転時における燃料補給作業着手時間^{※3}に達した場合。

※3 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。

- ・緊急時対策所用発電機：運転開始後約8時間（その後ブルーム通過まで約7時間毎に補給）

(b) 操作手順

緊急時対策所用発電機への燃料（軽油）給油手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第1.18.17図に、タイムチャートを第1.18.18図に示す。

- ① 原子力防災管理者は、発電所災害対策本部要員に軽油タンクからミニローリーによる緊急時対策所用発電機燃料タンクへの燃料補給を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は、軽油タンクからミニローリーによる緊急時対策所用発電機燃料タンクへの燃料補給作業の準備を行う。
- ③ 発電所災害対策本部要員は、ミニローリーを保管エリアから軽油タンク横に移動させ、燃料の吸入を行う。
- ④ 発電所災害対策本部要員は、燃料補給を行う緊急時対策所用発電機の出力遮断器を切とする。
- ⑤ 発電所災害対策本部要員は、燃料補給を行う緊急時対策所用発電機を停止する。
- ⑥ 発電所災害対策本部要員は、ミニローリーを緊急時対策所用発電機燃料タンク等の近傍に移動させ、燃料の補給を実施する。
- ⑦ 発電所災害対策本部要員は、燃料の補給完了後、緊急時対策所用発電機を起動する。
- ⑧ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所用発電機の同期を確認の上、発電機の出力遮断器を投入し並列運転を開始する。
- ⑨ 発電所災害対策本部要員は、ミニローリーの油量を確認し、負荷運転時の燃料補給間隔を目安に、以降③～⑧を繰り返し燃料の補給を実施する。

(c) 操作の成立性

上記の現場対応は発電所災害対策本部要員 6 名により作業を実施する。燃料補給開始までの所要時間は約 2 時間 30 分と想定する。緊急時対策所用発電機の燃料消費率は、緊急時対策所負荷が約 70kVA であり、定格出力 150kVA の緊急時対策所用発電機 1 台運転の場合、燃料消費率を保守的に考慮しても、11 時間以上の無給油運転が可能であるため、枯渇までに燃料（軽油）補給が実施できる。

円滑に作業できるように、アクセスルートを確保し、防護具、可搬型照明、通信設備を整備する。

1. 18. 2. 5 総合事務所内緊急時対策所を使用する手順

重大事故等が発生した場合において、何らかの原因により緊急時対策所(EL. 32m)が使用できない状況において、換気設備、電源設備及び通信連絡設備等、緊急時対策所(EL. 32m)にほぼ相当する機能を持つ総合事務所内緊急時対策所を使用し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所災害対策本部としての機能を維持するための手順を整備する。

(1) 総合事務所内緊急時対策所立ち上げ手順

非常準備体制が発令され、緊急時対策所(EL. 32m)が使用できない場合に、総合事務所内緊急時対策所に発電所災害対策本部を設置するための準備として、総合事務所内緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。

a. 総合事務所内緊急時対策所換気空調設備運転手順

総合事務所内緊急時対策所換気空調設備は、空気浄化フィルタを通らず換気を行う「通常運転モード」で、常時運転し、換気量を確保している。

重大事故等発生時には、空気浄化フィルタを２段直列に通気する「緊急２連通常モード」に切替えることにより、放射性物質の侵入を低減する。

総合事務所内緊急時対策所換気空調設備を「通常運転モード」から「緊急２連通常モード」に切替える手順を整備する。

(a) 作業着手の判断基準

非常体制が発令され、緊急時対策所（EL. 32m）が使用できないと判断した場合。

(b) 操作手順

「通常運転モード」から「緊急２連通常モード」に切替える手順の概要は以下のとおり。総合事務所内緊急時対策所換気空調設備の概略系統図を第 1. 18. 19 図に、総合事務所内緊急時対策所換気空調設備運転の概略系統図を第 1. 18. 20 図に、タイムチャートを第 1. 18. 21 図に示す。

① 原子力防災管理者は、緊急時対策所（EL. 32m）が使用できないと判断した場合、発電所災害対策本部要員に総合事務所内緊急時対策所換気空調設備の運転モードを「通常運転モード」から「緊急２連通常モード」への切替えを指示する。

② 発電所災害対策本部要員は、総合事務所内緊急時対策所の換気空調盤にて総合事務所内緊急時対策所換気空調設備を停止する。

③ 発電所災害対策本部要員は、現地の連結ラインダ

ンパの開操作により，フィルタを２段に切替える。

- ④ 発電所災害対策本部要員は，総合事務所内緊急時対策所の換気空調盤にて「緊急２連通常モード」に切替え，系統構成を確認する。

- ⑤ 発電所災害対策本部要員は，緊急時対策所内の換気空調盤にて総合事務所内緊急時対策所換気空調設備を起動する。

(c) 操作の成立性

上記の現場及び総合事務所内緊急時対策所内対応は発電所災害対策本部要員１名により作業を実施する。総合事務所内緊急時対策所空調設備の緊急２連通常モード完了までの所要時間は約１５分と想定する。

なお，総合事務所内緊急時対策所空調設備は，換気量を自動調整することから，使用開始時の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の起動は必要ない。

(2) 原子力災害対策特別措置法第１０条事象発生時の手順

a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順

原子力災害対策特別措置法第１０条事象が発生し，総合事務所内緊急時対策所を使用する場合において，原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された時に総合事務所内緊急時対策所への放射性物質等の侵入量を微量のうちに検知するため，総合事務所内緊急時対策所に緊急時対策所エリアモニタを設置する。

原子力災害対策特別措置法第１０条事象が発生した場合に，総合事務所内緊急時対策所に緊急時対策所エリアモニ

タを設置する手順を整備する。

(a) 作業着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生し、緊急時対策所（EL. 32m）が使用できないと判断した場合。

(b) 操作手順

「1. 18. 2. 1 居住性を確保するための手順等（2）原子力災害対策特別措置法第 10 条事象発生時の手順 a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順」に準ずる。

(c) 操作の成立性

上記の総合事務所内緊急時対策所内対応は発電所災害対策本部要員 1 名により作業を実施する。緊急時対策所エリアモニタ起動までの所要時間は約 20 分と想定する。

b. その他の手順項目にて考慮する手順

原子炉格納容器と総合事務所内緊急時対策所の間位置に設置する加圧判断に使用する可搬型モニタ、可搬型代替モニタ及び可搬型気象観測設備のうち風向風速計を設置する手順は「1. 17 監視測定等に関する手順等」に整備する。

(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等

重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。

a. 総合事務所内緊急時対策所にとどまる要員

プルーム通過中においても、緊急時対策所（EL. 32m）にとどまる要員と同様に、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行

う要員 36 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 61 名の合計 97 名と想定している。

プルーム放出のおそれがある場合、原子力防災管理者は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（100 名）の範囲で総合事務所内緊急時対策所にとどまる要員を判断する。

b. 総合事務所内緊急時対策所加圧装置による空気供給準備手順

重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に備え、総合事務所内緊急時対策所加圧装置の系統構成を行う。

総合事務所内緊急時対策所加圧装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替の準備を行う手順を整備する。

(a) 作業着手の判断基準

以下のいずれかに該当した場合。

- ・ 重大事故等が発生し、原子炉内の炉心損傷の兆候若しくは格納容器内圧力が格納容器スプレイ作動圧力となった場合。
- ・ 可搬型代替モニタ、加圧判断に使用する可搬型モニタ等の線量率が上昇した場合。
- ・ 緊急時対策所エリアモニタ線量率が上昇した場合。
- ・ 炉心の状態に係らず原子炉格納容器が破損した場合。

(b) 操作手順

総合事務所内緊急時対策所加圧装置による空気供給準備

備手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第 1.18.20 図に、タイムチャートを第 1.18.22 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は、緊急時対策所 (EL.32m) が使用できないと判断した場合、発電所災害対策本部要員に総合事務所内緊急時対策所加圧装置の系統構成 (空気ポンベから放出弁まで) を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は、総合事務所内緊急時対策所加圧装置の系統構成 (空気ポンベから放出弁まで) を行い、各部に漏えい等がないことを確認する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は、緊急時対策所内に設置する流量計の電源を投入する。

(c) 操作の成立性

上記の現場対応は発電所災害対策本部要員 2 名により作業を実施する。緊急時対策所加圧装置の系統構成完了までの所要時間は約 3 時間 10 分と想定する。

c. 総合事務所内緊急時対策所加圧装置への切替準備手順

プルーム放出のおそれがある場合、プルーム放出に備え、パラメータの監視を強化し、加圧操作要員を配置する。

プルーム放出のおそれがある場合、プルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ポンベによる加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

プルーム放出のおそれがある場合。

具体的には以下のいずれかに該当した場合をいう。

- ・重大事故等が発生し、原子炉内の炉心損傷の兆候及

び格納容器内圧力が最高使用圧力を超えかつ圧力の上昇が継続し、原子炉格納容器の破損のおそれがある場合。

- ・可搬型代替モニタ，加圧判断に使用する可搬型モニタ等の線量率が上昇した場合。
- ・緊急時対策所エリアモニタ線量率が上昇した場合。
- ・炉心の状態に係らず原子炉格納容器が破損した場合。

(b) 操作手順

「1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 緊急時対策所加圧装置への切替準備手順」に準ずる。

(c) 操作の成立性

上記の総合事務所内緊急時対策所内対応は発電所災害対策本部要員4名により作業を実施する。室内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。

d. 総合事務所内緊急時対策所加圧装置への切替手順

原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、総合事務所内緊急時対策所に接近した場合、総合事務所内緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を防止するため、総合事務所内緊急時対策所換気空調設備を停止し、総合事務所内緊急時対策所加圧装置による総合事務所内緊急時対策所の加圧を行う。

総合事務所内緊急時対策所加圧装置による総合事務所内緊急時対策所の加圧を実施する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかに該当した場合。（風向風速を参考とする。）

- ・原子炉格納容器冷却機能の回復がなく，かつ格納容器内圧力が最高使用圧力を超えた状態から圧力が低下傾向となった場合。
- ・原子炉格納容器と総合事務所内緊急時対策所との中間位置に設置する加圧判断に使用する可搬型モニタの線量率が急上昇した場合。
- ・緊急時対策所エリアモニタ線量率が急上昇した場合。
- ・可搬型代替モニタ線量率が急上昇した場合。
- ・発電所内外のモニタリングに基づき，加圧装置の使用が必要となった場合。

(b) 操作手順

総合事務所内緊急時対策所加圧装置により総合事務所内緊急時対策所を加圧する手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第 1. 18. 23 図に，タイムチャートを第 1. 18. 24 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は，作業着手の判断基準に基づき，発電所災害対策本部要員に総合事務所内緊急時対策所加圧装置による総合事務所内緊急時対策所加圧の開始を指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は，総合事務所内緊急時対策所の換気空調盤にて換気空調設備を停止する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は，総合事務所内緊急時対策所加圧装置放出調整弁を開とし，緊急時対策所

室内が微正圧(20Pa[gage])となるよう調整する。

なお、換気設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所 (EL. 32m) 立ち上げの手順 b. 緊急時対策所 (EL. 32m) 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に準ずる。

(c) 操作の成立性

上記の総合事務所内緊急時対策所対応は発電所災害対策本部要員 1 名により作業を実施する。緊急時対策所加圧装置による緊急時対策所内の加圧開始までの所要時間は約 2 分と想定する。

e. 総合事務所内緊急時対策所換気空調設備への切替手順

総合事務所内緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少した場合に総合事務所内緊急時対策所加圧装置による加圧を停止し、総合事務所内緊急時対策所換気空調設備を起動する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかに該当した場合。

- ・上昇していた格納容器内圧力が低下後、安定し、希ガスの放出が終息したと判断できる場合。
- ・可搬型気象観測設備のうち風向風速計の状況により、空気浄化設備の運転再開及び加圧装置の停止ができる場合。
- ・総合事務所内緊急時対策所が、炉心から見て風上であり、かつ加圧判断に使用する可搬型モニタ又は可

搬型代替モニタの線量率が低下した場合。

(b) 操作手順

総合事務所内緊急時対策所加圧装置から総合事務所内緊急時対策所換気空調設備への切替手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.25 図に示す。

- ① 原子力防災管理者は、作業着手の判断基準に基づき、発電所災害対策本部要員に総合事務所内緊急時対策所加圧装置から総合事務所内緊急時対策所換気空調設備への切替えを指示する。
- ② 発電所災害対策本部要員は、総合事務所内緊急時対策所の換気空調盤にて換気空調設備を起動する。
- ③ 発電所災害対策本部要員は、総合事務所内緊急時対策所加圧装置放出調整弁を閉とし、空気ポンベによる加圧を停止する。

(c) 操作の成立性

上記の総合事務所内緊急時対策所内対応は発電所災害対策本部要員 1 名により作業を実施する。緊急時対策所加圧装置による緊急時対策所内の加圧停止までの所要時間は約 5 分と想定する。

(4) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等

重大事故等が発生し、緊急時対策所（EL. 32m）が使用できない場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、総合事務所内緊急時対策所の情報収集設備及び総合事務所内緊急時対策所の通信連絡設備により、必要

なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。

また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、総合事務所内緊急時対策所に整備する。

重大事故等が発生した場合において、総合事務所内緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。

全交流動力電源喪失時は、総合事務所非常用予備発電装置からの給電により、総合事務所内緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備を使用する。

a. 総合事務所内緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順

重大事故等が発生した場合、総合事務所内緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム及びSPDS表示端末により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

非常体制が発令され、緊急時対策所（EL. 32m）が使用できないと判断した場合。

(b) 操作手順

「1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等（1）緊急時対策所（EL. 32m）情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順」に準ずる。

(c) 操作の成立性

上記の総合事務所内緊急時対策所内対応は発電所災害対策本部要員 1 名により作業を実施する。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。

b. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備

緊急時対策所(EL. 32m)が使用できない場合においても、総合事務所内緊急時対策所で重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を総合事務所内緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。

c. 通信連絡に関する手順等

重大事故等が発生した場合において、総合事務所内緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、原子力本部（松山）、本店（高松）、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。

発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用等方法、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

(5) 必要な数の要員の収容に係る手順等

総合事務所内緊急時対策所は、緊急時対策所エリア、資機材保管エリア等の区画で構成しており、発電所災害対策本部活動エリアには、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外へ

の放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大 100 名を収容する。

総合事務所内緊急時対策所の要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。

a. 放射線管理

(a) 放射線管理用資機材の維持管理等

総合事務所内緊急時対策所には、1 週間外部からの支援がなくとも対策要員が使用する十分な数量の装備（線量計、マスク等）を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生し、緊急時対策所（EL. 32m）が使用できない場合においても、緊急時対策所（EL. 32 m）の代替の緊急時対策所として使用できるよう防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。

(b) チェンジングエリアの設置及び運用手順

チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、発電所災害対策本部要員のうち技術支援班の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合

の除染エリアを設け、発電所災害対策本部要員のうち技術支援班が身体サーベイ及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。

チェンジングエリア内での身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、チェンジングエリア内でウェットティッシュ等による簡易除染にて汚染を取り除くことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は除染エリアに設置する簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。

簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。

総合事務所内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染した状況下において、総合事務所内緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行う、チェンジングエリア及び除染エリアを設置する手順を整備する。

i 手順着手の判断基準

重大事故等が発生し緊急時対策所（EL. 32m）が使用できない場合に、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合。

ii 操作手順

「1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等

(1) 放射線管理 b. チェンジングエリアの設置及び運

用手順」に準ずる。チェンジングエリア設置のタイムチャートを第 1.18.26 図に示す。

iii 操作の成立性

上記の総合事務所内緊急時対策所内対応は発電所災害対策本部要員 3 名により作業を実施する。チェンジングエリア設置完了までの所要時間は約 1 時間 30 分と想定する。

b. 飲料水，食料等

総合事務所内緊急時対策所には，緊急時対策所（EL. 32 m）が使用できない場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後，少なくとも外部からの支援なしに 1 週間，活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに，通常時から維持，管理する。

(6) 総合事務所非常用予備発電装置による給電手順

総合事務所内緊急時対策所の交流動力電源が喪失した場合，総合事務所非常用予備発電装置が自動起動することにより総合事務所内緊急時対策所へ給電されるため，給電するための操作は必要ない。総合事務所内緊急時対策所の電源系統図の概要を第 1.18.27 図に示す。また，総合事務所非常用予備発電装置の燃料小出槽への燃料補給は，総合事務所内地下燃料タンクから燃料移送ポンプにより，総合事務所非常用予備発電装置に自動給油する。総合事務所非常用予備発電装置の燃料小出槽への給油系統図の概要を第 1.18.28 図に示す。

第 1.18.1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書の分類
—	—	居住性の確保	重大事故等対処設備	緊急時対策所遮へい	緊急時の対応手順
				緊急時対策所空気浄化ファン	
				緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	
				緊急時対策所加圧装置	
			重大事故等対処設備	緊急時対策所エリアモニタ	防災に関する手順
				可搬型代替モニタ※1	
				加圧判断に使用する可搬型モニタ※1	
				可搬型気象観測設備のうち風向風速計※1	
			重大事故等対処設備	酸素濃度計	緊急時の対応手順
				二酸化炭素濃度計	
		多様性拡張設備	多様性拡張設備	モニタリングポスト	防災に関する手順
				気象観測設備のうち風向風速計	
				総合事務所内緊急時対策所	緊急時の対応手順 防災に関する手順
		必要な指示及び通信連絡	重大事故等対処設備	衛星電話設備	緊急時の対応手順
				無線通信設備のうち無線通信装置（可搬型）	
				緊急時用携帯型通話設備	
				統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックス）	
				安全パラメータ表示システム※2	
				SPDS表示端末	

※1 緊急時対策所内加圧判断に使用する。手順は「1.17 監視測定等に関する手順」に整備する。

※2 非常用ガスタービン発電機又は空冷式非常用発電装置から給電する。

第 1.18.2 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書の分類
—	—	必要な指示及び通信連絡	多様性拡張設備	運転指令設備	緊急時の対応手順
				電力保安通信用電話設備 (テレビ会議システム含む)	
				無線通信設備のうち無線通信装置(固定型)	
				災害時優先加入電話設備	
				直通電話設備	
サポート系機能喪失時	緊急時対策所 全交流動力電源	代替交流電源からの給電の確保	重大事故等対処設備	緊急時対策所用発電機	緊急時の対応手順
				軽油タンク	
				ミニローリー	
				非常用ガスタービン発電機※ 1	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順
				空冷式非常用発電装置※ 2	

※ 1 非常用ガスタービン発電機からの給電手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」に整備する。

※ 2 空冷式非常用発電装置からの給電手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」に整備する。

第 1.18.3 表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧（1 / 3）

対応手段		重大事故等の 対応に必要な なる監視項目	監視計器
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			
(1) 緊急時対策所 (EL.32m) 立ち上げ の手順 b. 緊急時対策所 (EL.32m) 内の酸素濃 度及び二酸化炭素濃 度の測定手順	判 断 基 準	—	—
			—
	操 作	空気浄化設備 使用時の換気	・緊急時対策所空気浄化 ファン給気流量計
		緊急時対策所 (EL.32m) 内の 環境監視	・緊急時対策所 (EL.32m) 内圧力計
			・酸素濃度計
(3) 重大事故等が発生 した場合の放射線 防護等に関する手 順等 b. 緊急時対策所加圧 装置による空気供給 準備手順	判 断 基 準	原子炉圧力容 器の温度	・炉心出口温度計
		原子炉格納容 器内の放射線 量率	・格納容器高レンジエリ アモニタ (高レンジ)
		原子炉格納容 器内の圧力	・格納容器内圧力 (広域)
			・格納容器内圧力(AM)
		格納容器周辺 の空気吸収線 量率	・加圧判断に使用する 可搬型モニタ
		緊急時対策所 (EL.32m) 内の 放射線量率	・可搬型代替モニタ
			・緊急時対策所エリア モニタ
	操 作	—	—

監視計器一覧（２／３）

対応手段		重大事故等の 対応に必要なと なる監視項目	監視計器
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 緊急時対策所加圧装置への切替準備手順	判断基準	原子炉圧力容器の温度	・ 炉心出口温度計
		原子炉格納容器内の放射線量率	・ 格納容器高レンジエリアモニタ（高レンジ）
		原子炉格納容器内の圧力	・ 格納容器内圧力（広域）
			・ 格納容器内圧力（AM）
		格納容器周辺の空気吸収線量率	・ 加圧判断に使用する可搬型モニタ ・ 可搬型代替モニタ
		緊急時対策所（EL. 32m）内の環境監視	・ 緊急時対策所エリアモニタ
	操作	—	—
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 緊急時対策所加圧装置への切替手順	判断基準	原子炉圧力容器の温度	・ 炉心出口温度計
		原子炉格納容器内の放射線量率	・ 格納容器高レンジエリアモニタ（高レンジ）
		原子炉格納容器内の圧力	・ 格納容器内圧力（広域）
			・ 格納容器内圧力（AM）
		格納容器周辺の空気吸収線量率	・ 加圧判断に使用する可搬型モニタ ・ 可搬型代替モニタ
		緊急時対策所（EL. 32m）内の環境監視	・ 緊急時対策所エリアモニタ
	操作	—	—

監視計器一覧（3/3）

対応手段		重大事故等の 対応に必要なと なる監視項目	監視計器
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線 防護等に関する手 順等 e. 緊急時対策所空気 浄化設備への切替手 順	判断基準	格納容器周辺の空気吸収線量率	・加圧判断に使用する可搬型モニタ ・可搬型代替モニタ
		風向風速	・可搬型気象観測設備のうち風向風速計
		原子炉格納容器内の圧力	・格納容器内圧力（広域） ・格納容器内圧力（AM）
	操作	空気浄化設備使用時の換気率	・緊急時対策所空気浄化ファン給気流量計 ・緊急時対策所（EL. 32m）内圧力計
		緊急時対策所（EL. 32m）の環境監視	・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計

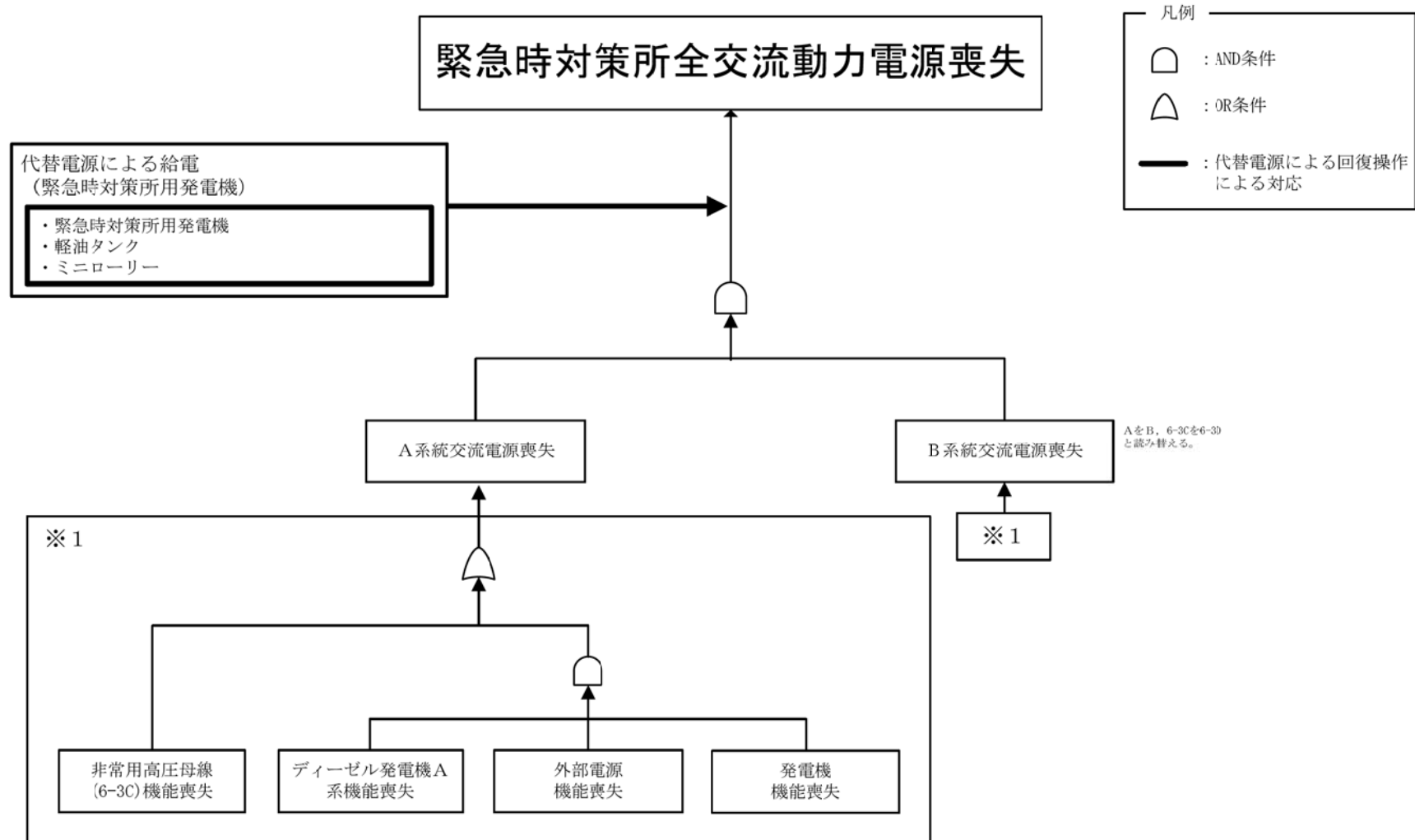
第 1.18.4 表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備

対象条文	供給対象設備	給電元
【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所 空気浄化ファン	緊急時対策所コントロールセンタ
	安全パラメータ 表示システム	原子炉コントロールセンタ 3 C 2
		原子炉コントロールセンタ 3 D 2
	SPDS 表示端末	緊急時対策所コントロールセンタ

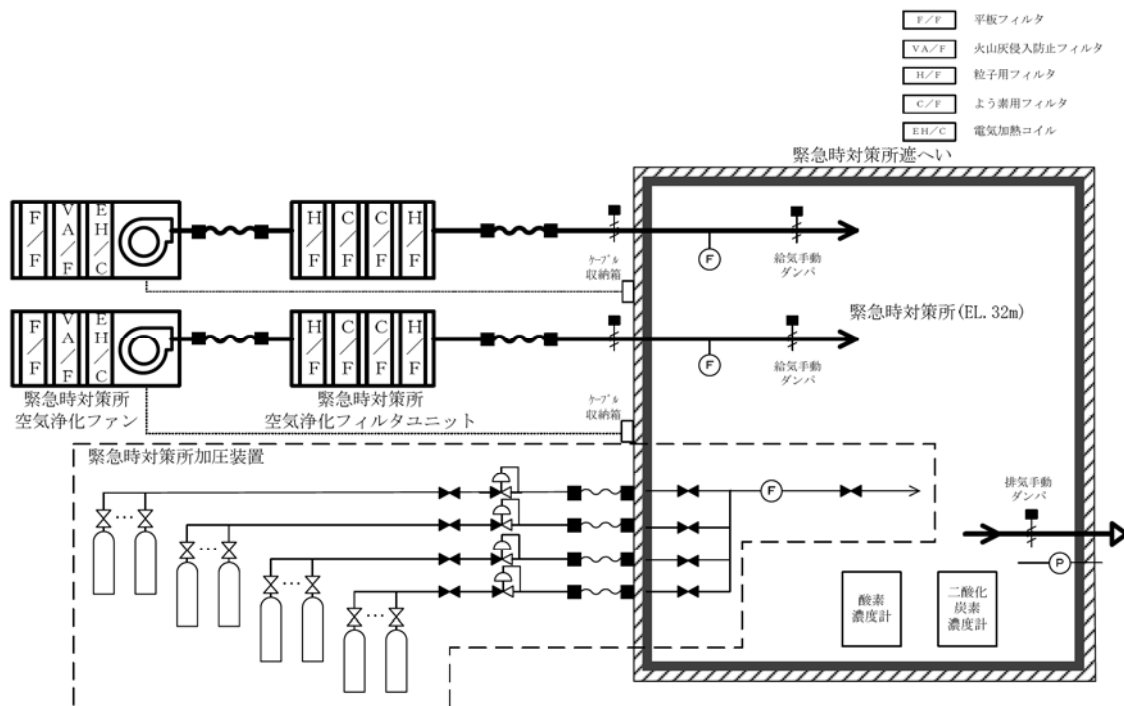
※通信連絡設備における給電対象設備は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

第 1. 18. 5 表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧

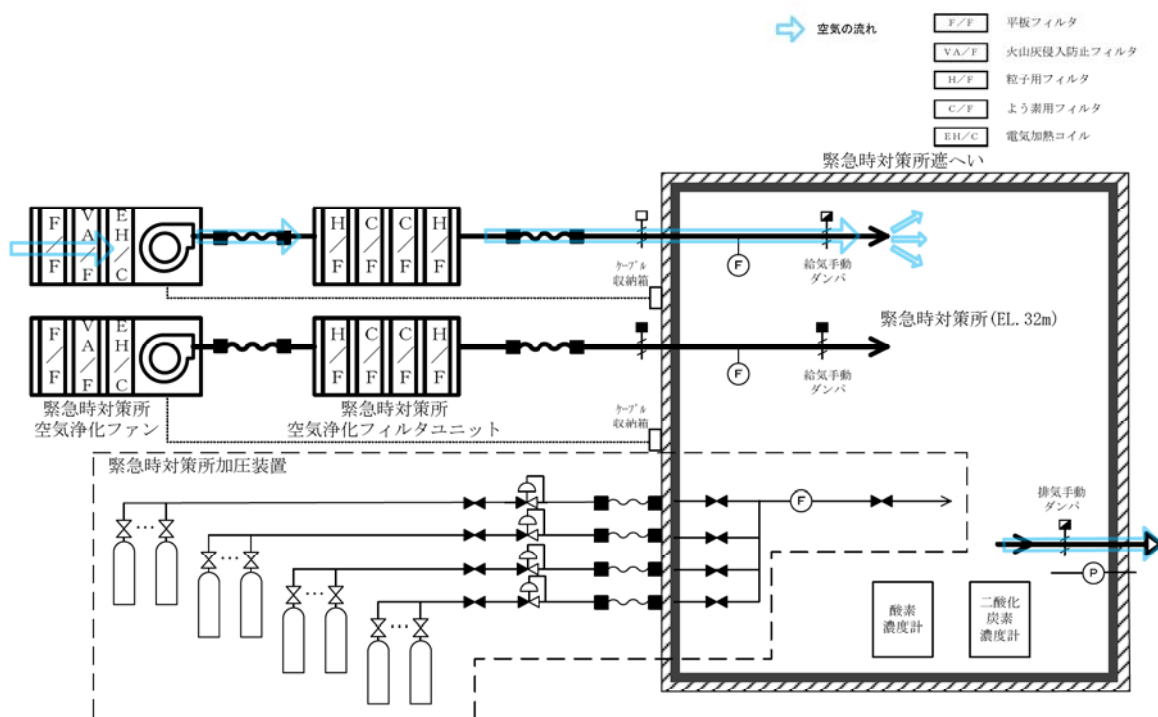
対 応 設 備		
衛星電話設備	衛星電話（固定型），（可搬型）	重大事故等 対処設備
無線通信設備	無線通信装置（可搬型）	
緊急時用携帯型通話設備	緊急時用携帯型通話装置	
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	
	I P－電話	
	I P－ファックス（有線系）	多様性拡張設備
	I P－ファックス（衛星系）	
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定型）	
	保安電話（可搬型）	
	テレビ会議システム	
無線通信設備	無線通信装置（固定型）	
災害時優先加入電話設備	災害時優先加入電話	
	災害時優先加入ファックス	
直通電話設備	直通電話	
	直通ファックス	



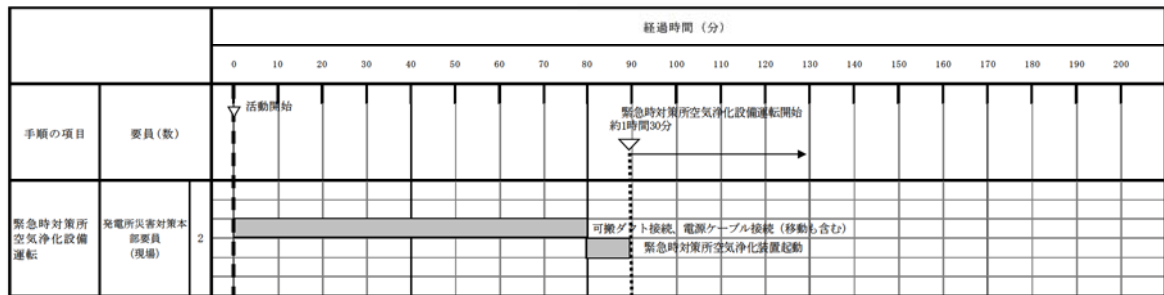
第 1.18.1 図 機能喪失原因対策分析（緊急時対策所全交流動力電源喪失）



第 1.18.2 図 緊急時対策所空気浄化設備の概略系統図



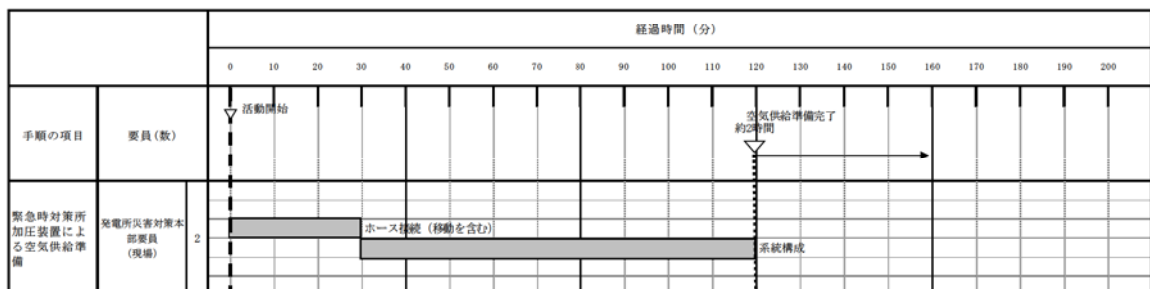
第 1.18.3 図 緊急時対策所空気浄化設備運転及び緊急時対策所
加圧装置準備の概要系統図



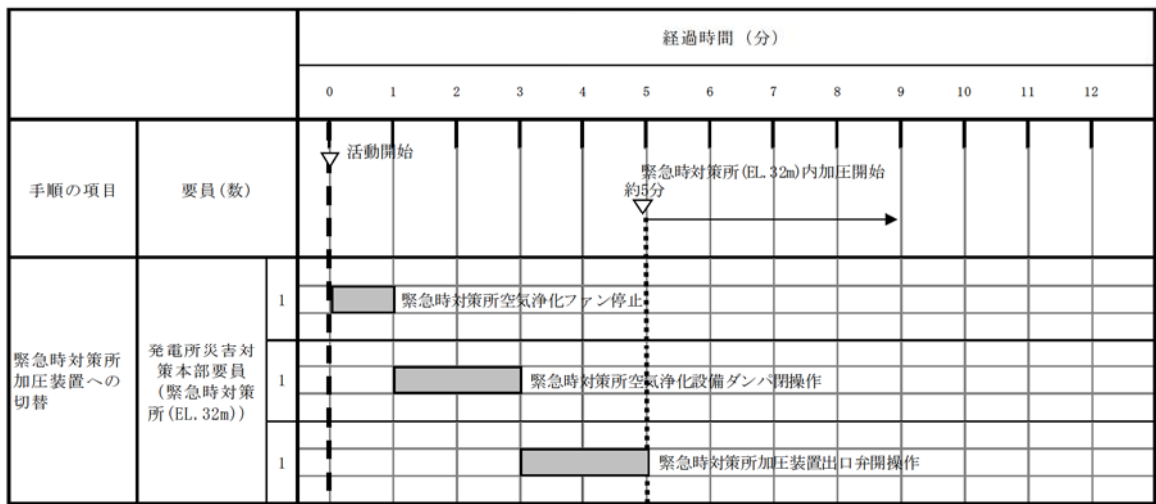
第 1.18.4 図 緊急時対策所空気浄化設備運転 タイムチャート



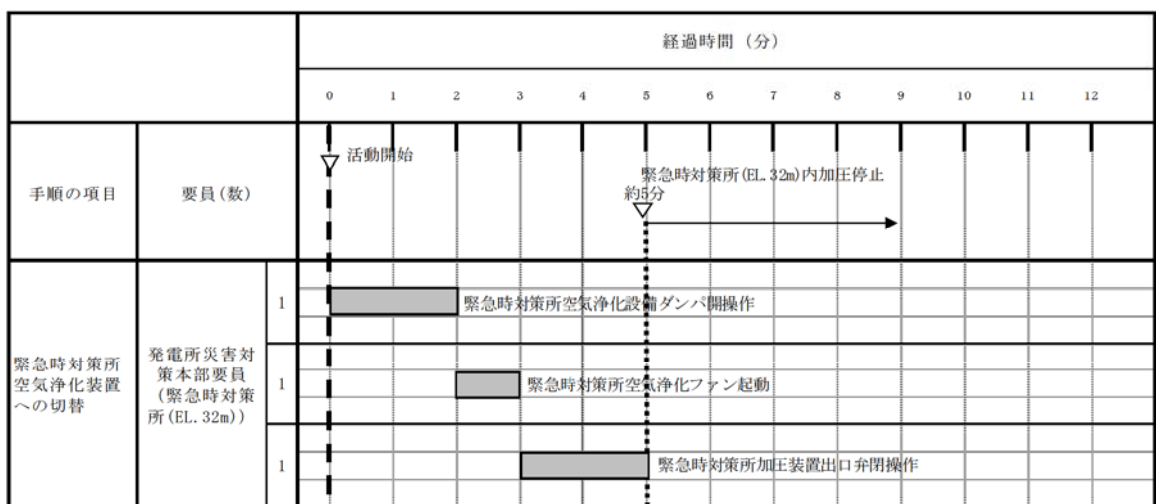
第 1.18.5 図 緊急時対策所エリアモニタ設置 タイムチャート



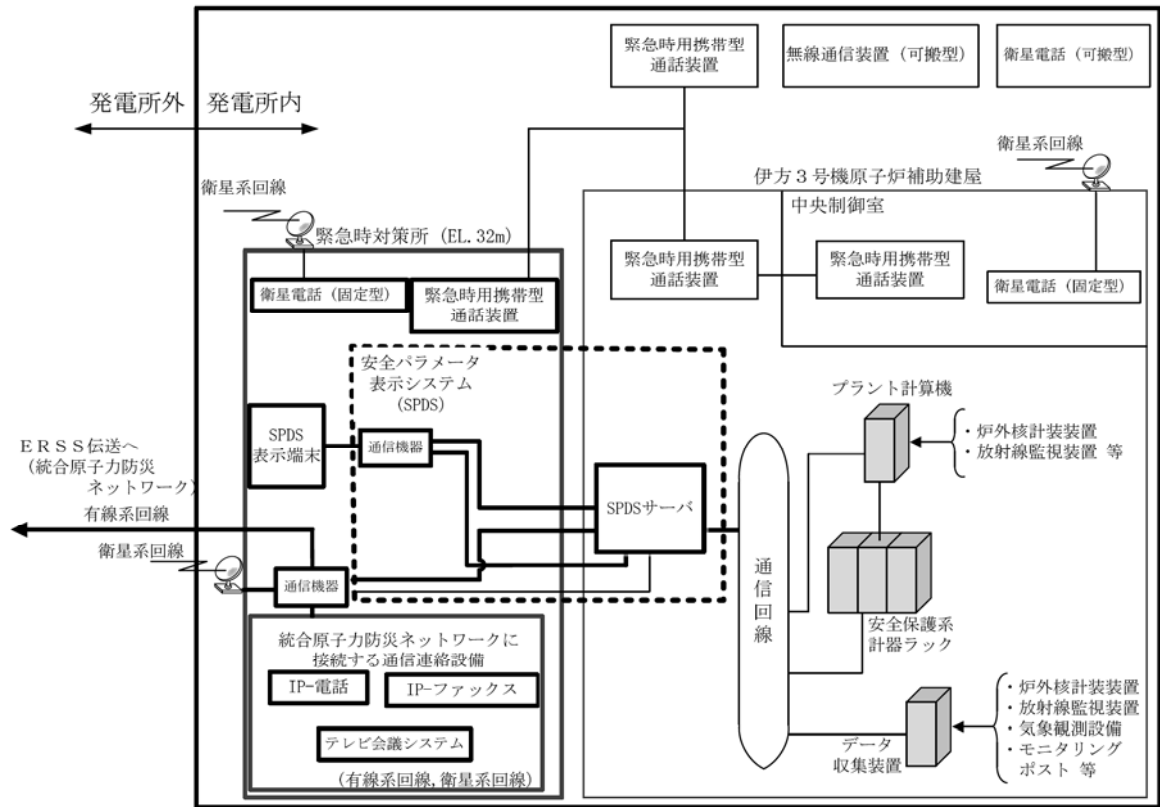
第 1.18.6 図 緊急時対策所加圧装置準備 タイムチャート



第 1.18.9 図 緊急時対策所加圧装置への切替 タイムチャート



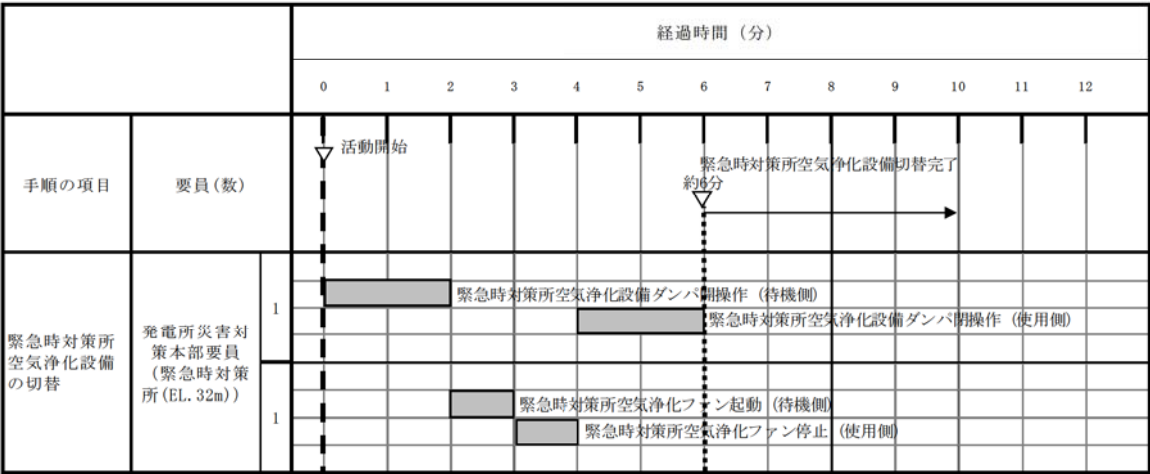
第 1.18.10 図 緊急時対策所空気浄化装置への切替 タイムチャート



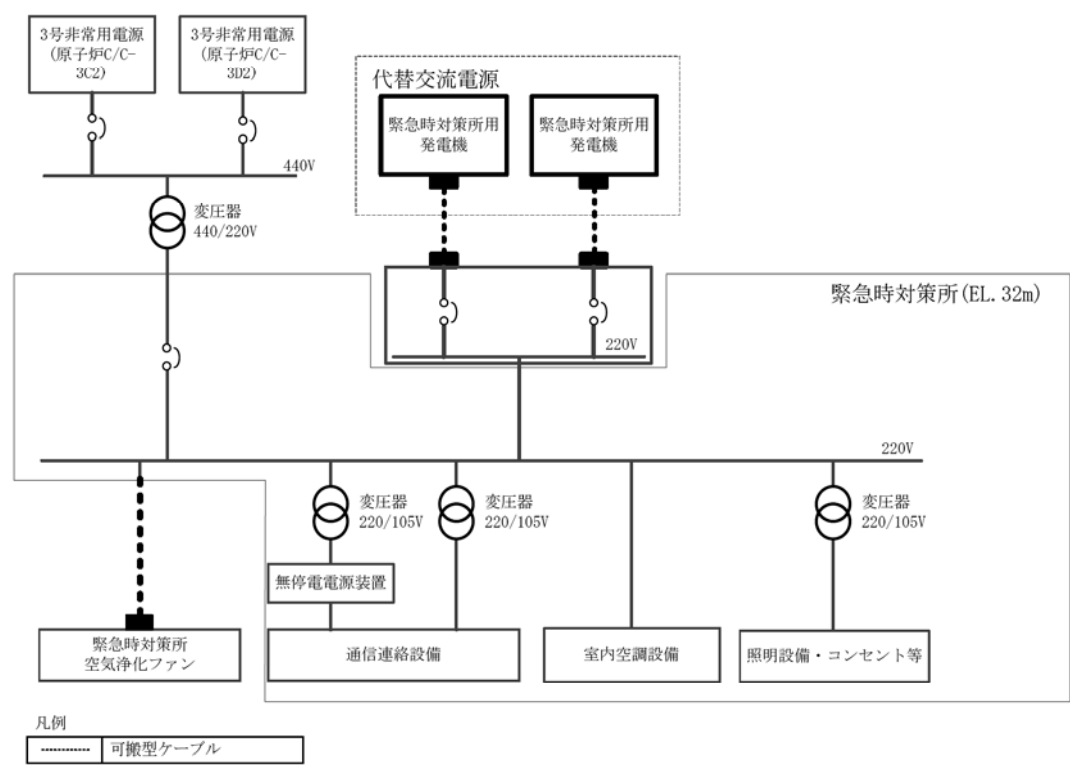
第 1. 18. 11 図 情報収集設備によるプラントパラメータ監視及び
通信連絡設備の概略系統図

			経過時間 (分)												
			0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60
手順の項目	要員 (数)		活動開始												
チェンジングエリアの設置及び運用	発電所災害対策本部要員 (緊急時対策所 (EL. 32m))	3	機材準備										チェンジングエリア設置完了 約45分		
													エリア設置		

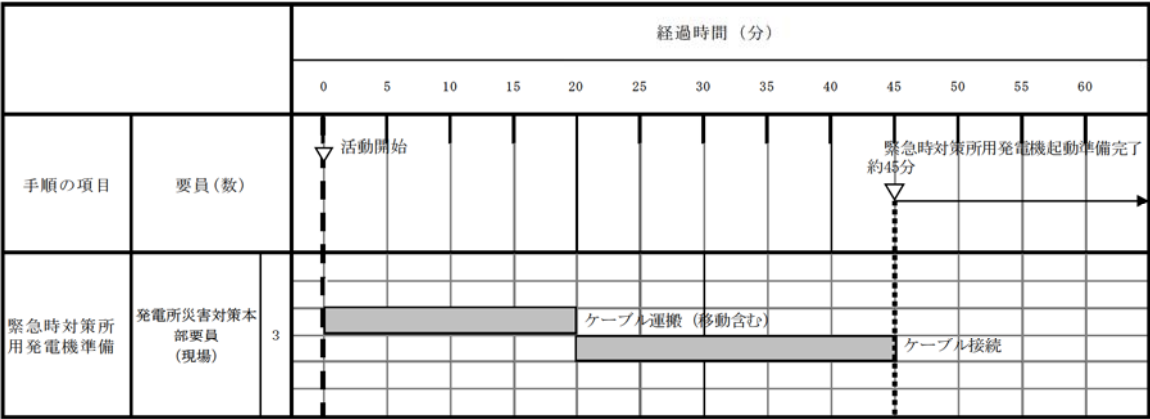
第 1. 18. 12 図 チェンジングエリア設置 タイムチャート



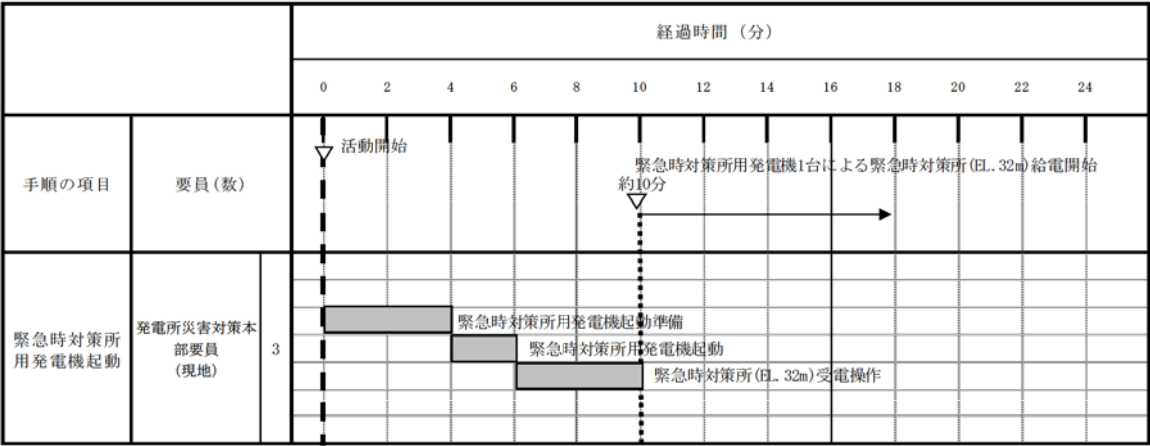
第 1. 18. 13 図 緊急時対策所空気浄化設備切替 タイムチャート



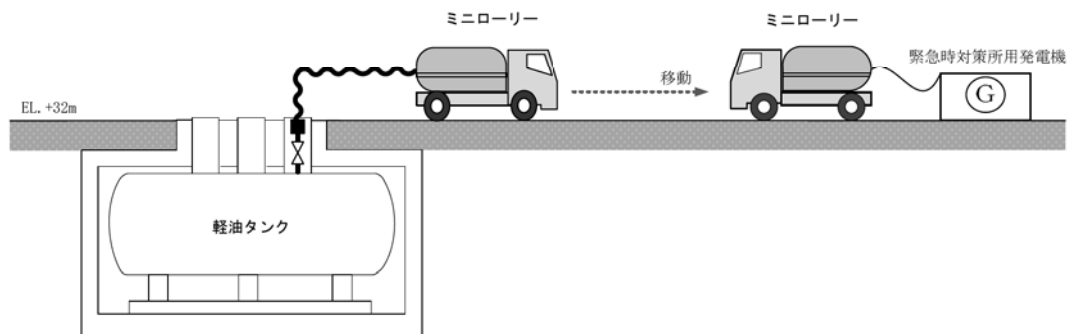
第 1. 18. 14 図 緊急時対策所給電概略系統図



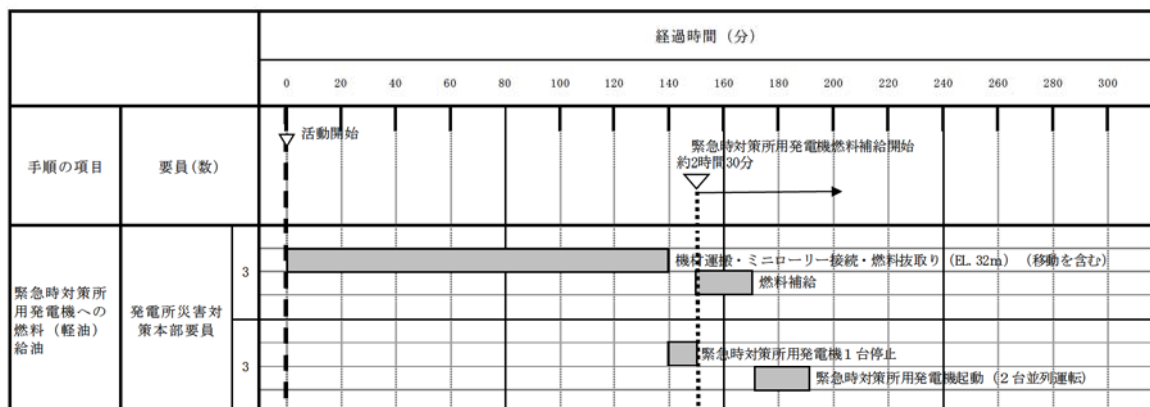
第 1.18.15 図 緊急時対策所用発電機準備操作 タイムチャート



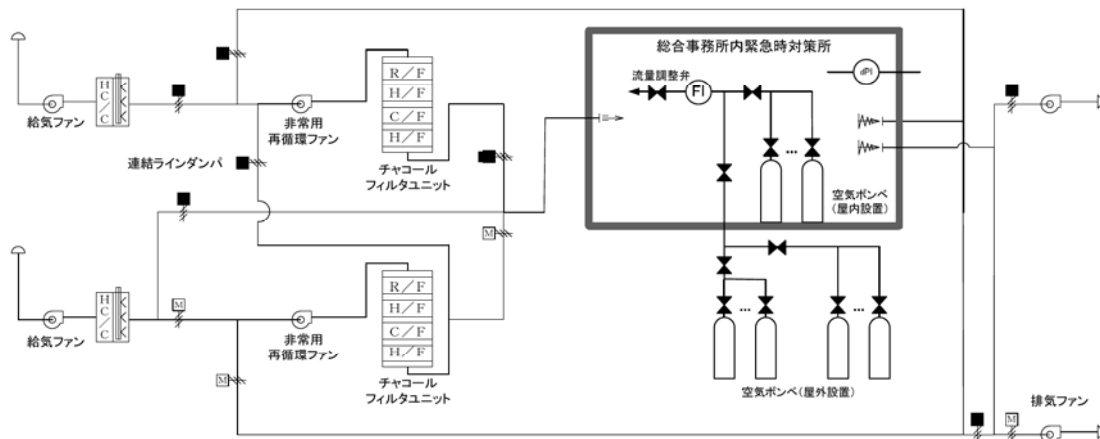
第 1.18.16 図 緊急時対策所用発電機起動操作 タイムチャート



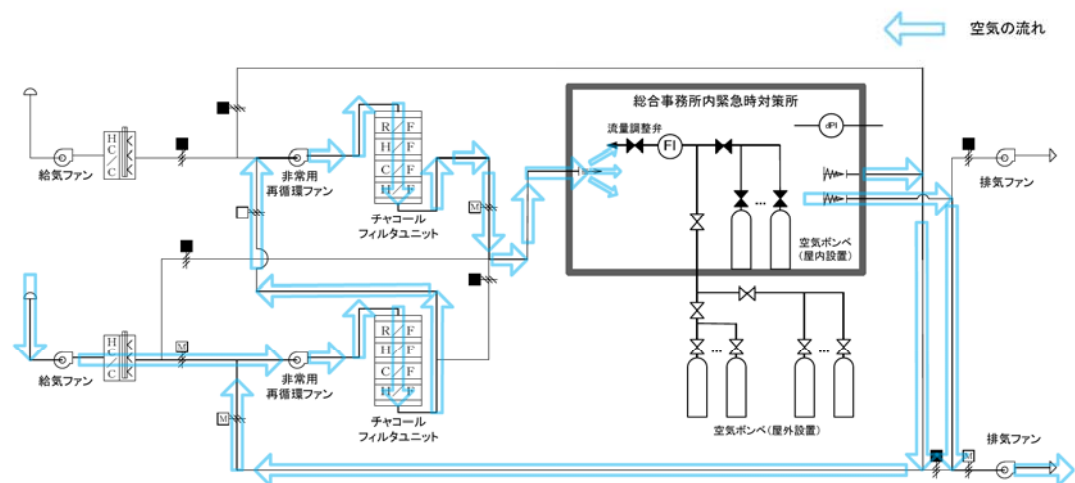
第 1. 18. 17 図 緊急時対策所用発電機への燃料補給概略系統図



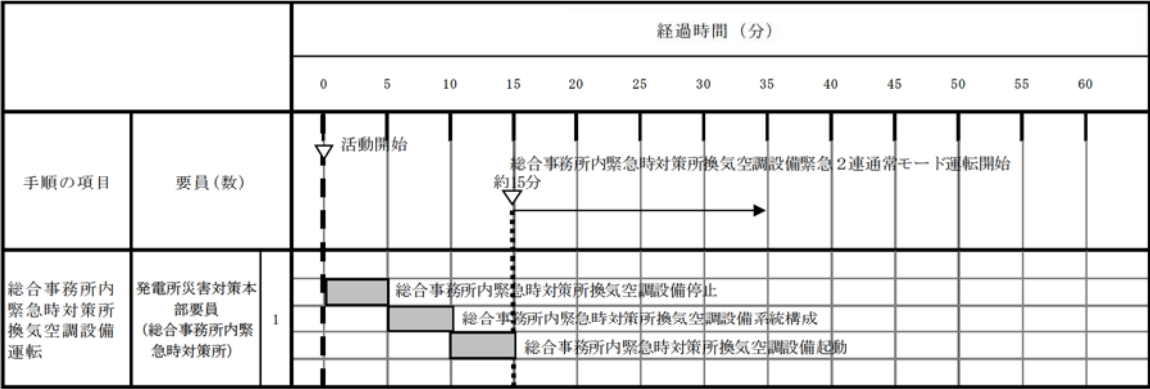
第 1. 18. 18 図 緊急時対策所用発電機燃料補給 タイムチャート



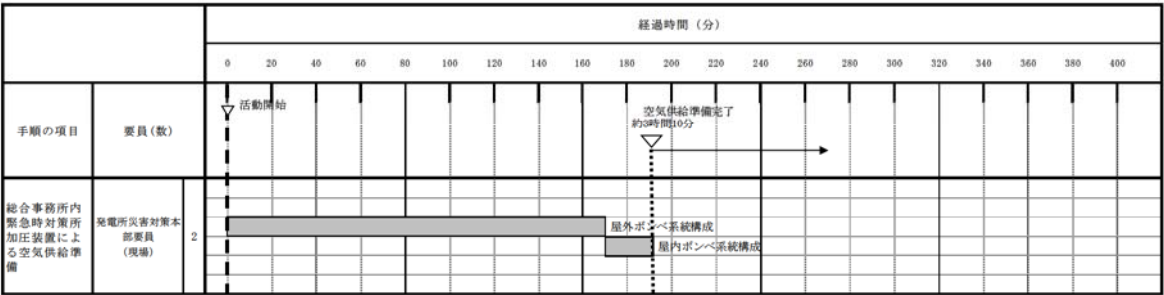
第 1.18.19 図 総合事務所内緊急時対策所換気空調設備の概略系統図



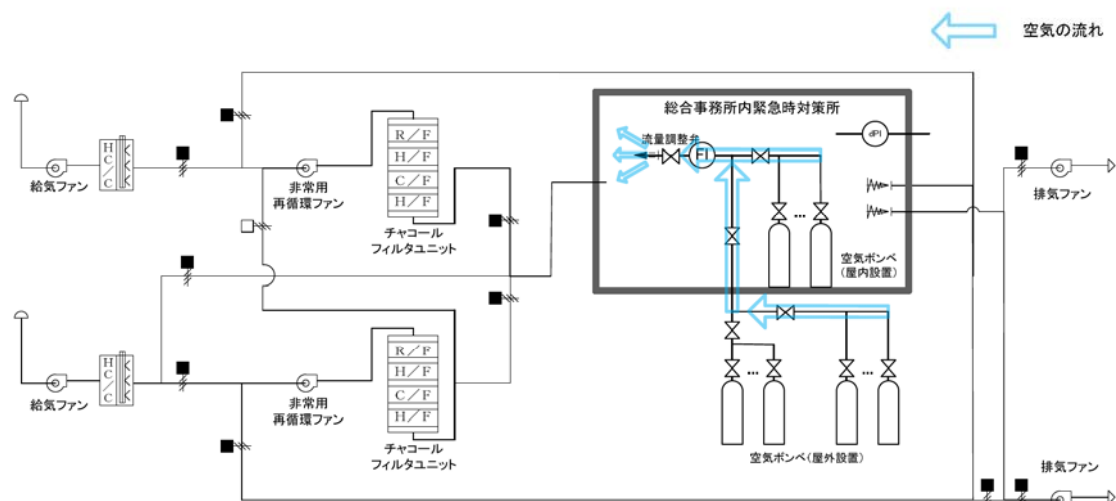
第 1.18.20 図 総合事務所内緊急時対策所換気空調設備緊急時
通常モードでの運転及び加圧装置準備の概略系統図



第 1.18.21 図 総合事務所内緊急時対策所換気空調設備
緊急時通常モード切替 タイムチャート



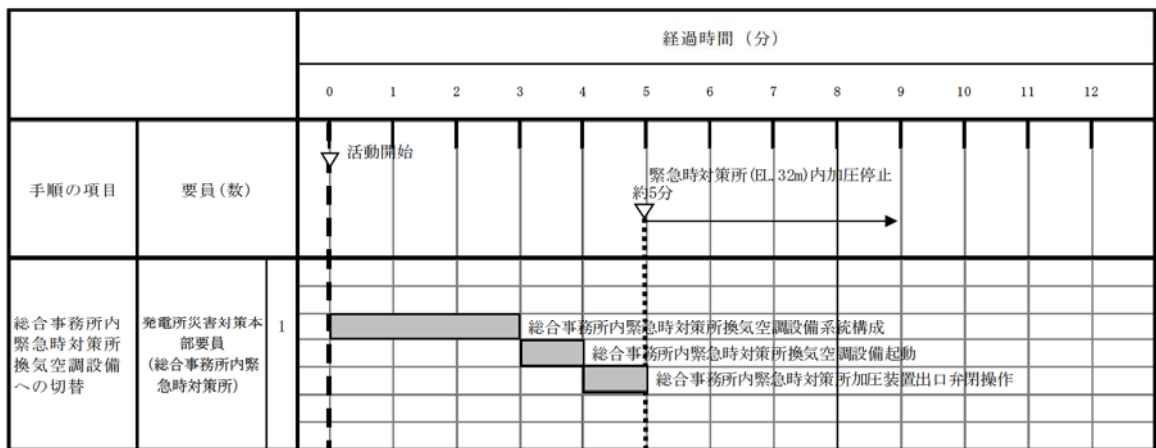
第 1.18.22 図 総合事務所内緊急時対策所加圧装置による空気供給備
タイムチャート



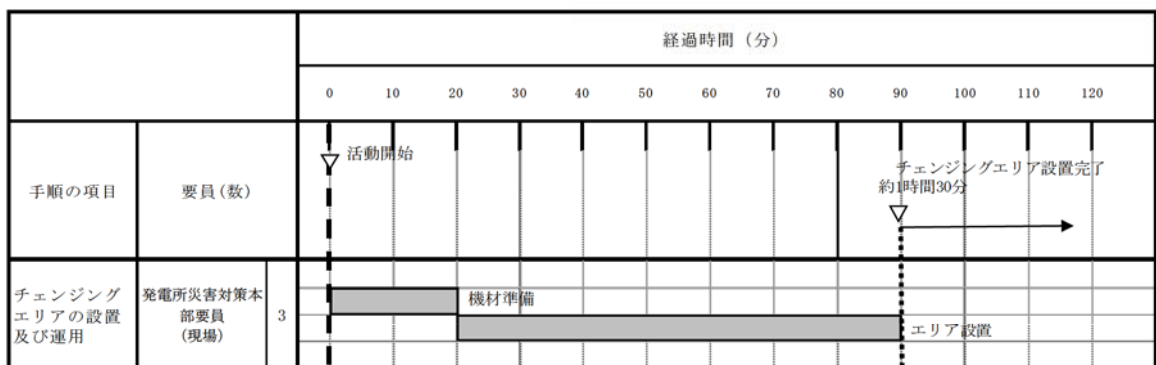
第 1.18.23 図 総合事務所内緊急時対策所加圧装置への切替の概略系統図

			経過時間（分）											
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
手順の項目	要員（数）		▽活動開始 総合事務所内緊急時対策所内加圧開始 約2分											
総合事務所内緊急時対策所加圧装置への切替	発電所災害対策本部要員 （総合事務所内緊急時対策所）	1	総合事務所内緊急時対策所換気空調設備停止 総合事務所内緊急時対策所加圧装置出口弁開操作											

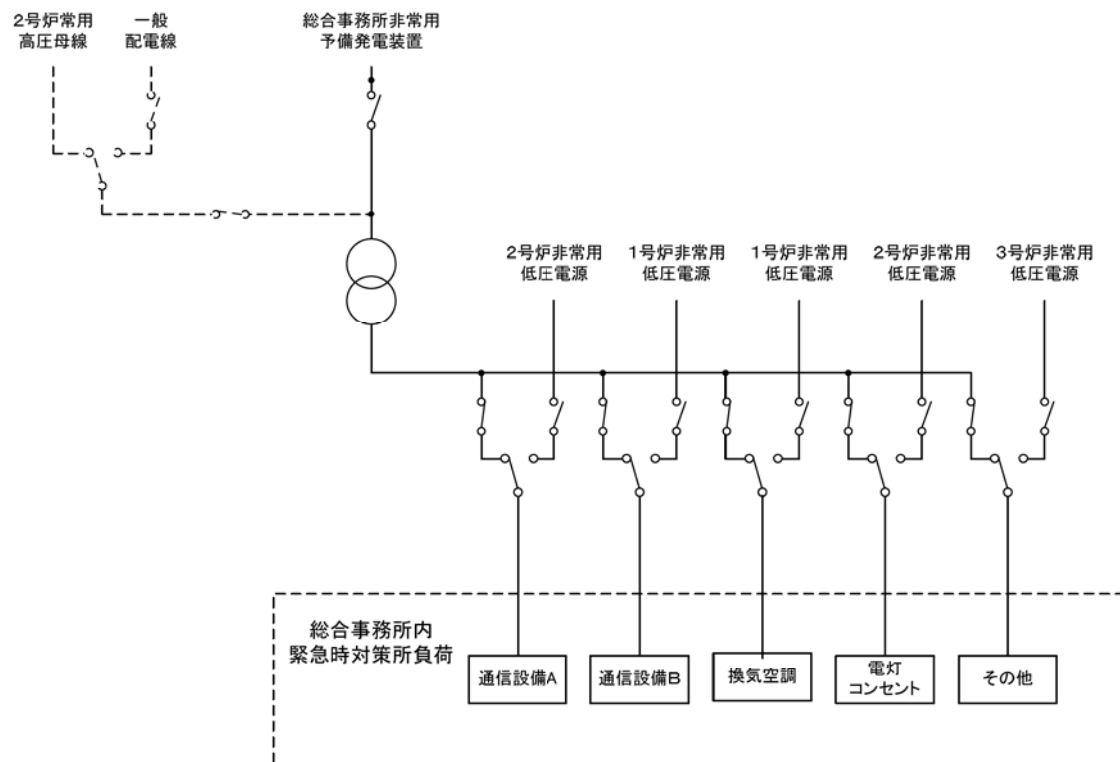
第 1.18.24 図 総合事務所内緊急時対策所加圧装置への切替タイムチャート



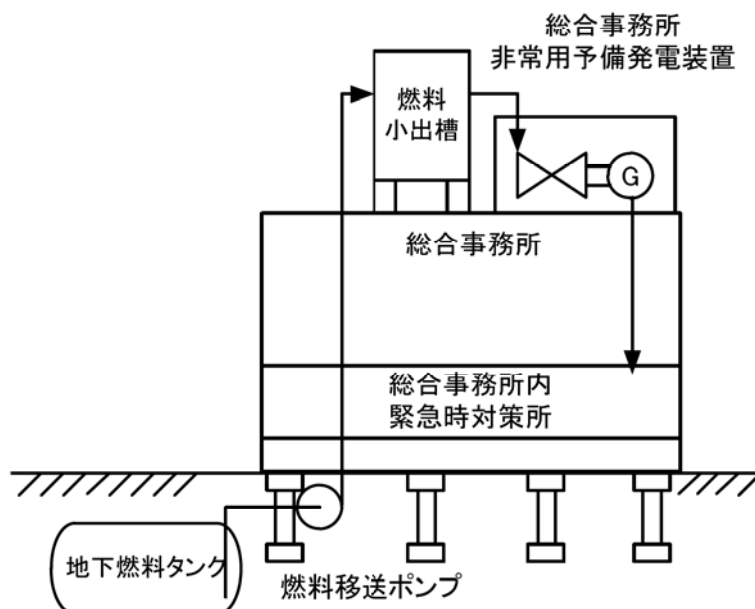
第 1.18.25 図 総合事務所内緊急時対策所換気空調設備への切替のタイムチャート



第 1.18.26 図 総合事務所チェンジングエリア設置 タイムチャート



第 1.18.27 図 総合事務所内緊急時対策所 給電系統図



第 1.18.28 図 総合事務所非常用予備発電装置への燃料移送概略系統図

1.19 通信連絡に関する手順等

< 目 次 >

1.19.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

(2) 対応手段と設備の選定の結果

1.19.2 重大事故等時の手順等

1.19.2.1 発電所内の通信連絡

(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等

1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡

(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等

1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等

1.19 通信連絡に関する手順等

< 要求事項 >

発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
 - a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。
 - b) 計測等行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、必要な対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。

1.19.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手

段と重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{※1}を選定する。

※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備

選定した重大事故等対処設備により、審査基準だけでなく、設置許可基準規則第六十二条及び技術基準規則第七十七条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び多様性拡張設備を以下に示す。

なお、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を第1.19.1表、第1.19.2表に示す。

a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備

(a) 対応手段

重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。

発電所内で、重大事故等に対処するために必要なデータ

を伝送し、パラメータを共有する手段がある。

計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手段がある。

発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。

- ・衛星電話設備
- ・無線通信設備
- ・緊急時用携帯型通話設備
- ・安全パラメータ表示システム
- ・SPDS 表示端末
- ・運転指令設備
- ・電力保安通信用電話設備
- ・緊急時対策所 (EL. 32m) 及び中央制御室以外に設置する衛星電話設備，無線通信設備，SPDS 表示端末
- ・緊急時対策所 (EL. 32m)，中央制御室，原子炉建屋及び原子炉補助建屋以外に設置する緊急時用携帯型通話設備

発電所内の通信連絡を行うために必要な設備は，代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。

代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

- ・非常用ガスタービン発電機
- ・空冷式非常用発電装置
- ・緊急時対策所用発電機

(b) 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備

審査基準及び基準規則に要求される発電所内の通信連絡

を行うための設備のうち衛星電話設備，無線通信設備のうち無線通信装置（可搬型），緊急時用携帯型通話設備，安全パラメータ表示システム，SPDS 表示端末，非常用ガスタービン発電機，空冷式非常用発電装置，緊急時対策所用発電機は重大事故等対処設備として位置づける（第 1.19.1 図）。

以上の重大事故等対処設備において，発電所内の通信連絡を行うことが可能であることから，以下の設備は多様性拡張設備として位置づける。あわせてその理由を示す。

- ・ 運転指令設備，電力保安通信用電話設備，無線通信設備のうち無線通信装置（固定型，モニタリングカー），緊急時対策所 (EL. 32m) 及び中央制御室以外に設置する衛星電話設備，無線通信設備，SPDS 表示端末並びに緊急時対策所 (EL. 32m)，中央制御室及び原子炉補助建屋以外に設置する緊急時用携帯型通話設備

耐震 S クラスではなく Ss 機能維持を担保できないが，設備が健全である場合は，発電所内の通信連絡を行うための手段として有効である。

- b. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備

(a) 対応手段

重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。

国の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送し，パラメータを共有する手段がある。

計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手段がある。

発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。

- ・衛星電話設備
- ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備
（テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックス）
- ・安全パラメータ表示システム
- ・災害時優先加入電話設備
- ・電力保安通信用電話設備
（テレビ会議システムを含む。）
- ・直通電話設備
- ・無線通信設備
- ・緊急時対策所(EL. 32m)及び中央制御室以外に設置する
衛星電話設備

発電所外（社内外）との通信連絡を行うために必要な設備は，代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。

代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

- ・非常用ガスタービン発電機
- ・空冷式非常用発電装置
- ・緊急時対策所用発電機

(b) 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備

審査基準及び基準規則に要求される発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備，統合

原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックス），安全パラメータ表示システム，非常用ガスタービン発電機，空冷式非常用発電装置，緊急時対策所用発電機は重大事故等対処設備として位置づける（第 1. 19. 1 図）。

以上の重大事故等対処設備において，発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから，以下の設備は多様性拡張設備として位置づける。あわせて，その理由を示す。

- ・電力保安通信用電話設備，災害時優先加入電話設備，直通電話設備，無線通信設備のうち無線通信装置（固定型，モニタリングカー）並びに緊急時対策所（EL. 32m）及び中央制御室以外に設置する衛星電話設備

耐震 S クラスではなく Ss 機能維持を担保できないが，設備が健全である場合は，発電所外（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。

c. 手順等

上記 a. 及び b. により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は，緊急時の対応手順及び炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順に定める（第 1. 19. 1 表，第 1. 19. 2 表）。

また，給電が必要となる設備についても整備する（第 1. 19. 3 表）。

1. 19. 2 重大事故等時の手順等

1.19.2.1 発電所内の通信連絡

- (1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。また、データ伝送設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。

重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）により、運転員及び発電所災害対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所又は緊急時対策所(EL. 32m)との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話設備、無線通信設備、緊急時用携帯型通話設備、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備を使用する手順並びにデータ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所(EL. 32m)へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム及びSPDS表示端末を使用する手順を整備する。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡又は通話通信確認を行う場合。

b. 操作手順

(a) 衛星電話設備

中央制御室の運転員及び緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員は、衛星電話(固定型)を使用する。屋外で作業を行う運転員及び発電所災害対策本部要員は、衛星電話(可搬型)を使用する。これらの衛星電話を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。

i. 衛星電話(固定型)

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。

ii. 衛星電話(可搬型)

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、使用する端末と共に予備の蓄電池を携行する。
- ② 屋外で電源を「入」操作し、蓄電池の残量及び電波の受信状態を確認する。
- ③ 蓄電池の残量が少ない場合、予備の蓄電池と交換する。
- ④ 一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。
- ⑤ 使用中に蓄電池の残量が少なくなった場合は、予備の蓄電池と交換する。
- ⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。

(b) 無線通信設備

緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員は、

無線通信装置（固定型）を使用する。屋外で作業を行う運転員及び発電所災害対策本部要員は、無線通信装置（可搬型）を使用する。発電所内でモニタリングを行う発電所災害対策本部要員は、無線通信装置（可搬型、モニタリングカー）を使用する。

これらの無線通信装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。

i．無線通信装置（固定型）

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。

ii．無線通信装置（可搬型）

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、使用する端末と共に予備の蓄電池を携行する。
- ② 屋外で電源を「入」操作し、使用前に取り決めた通信モードに設定する。
- ③ 蓄電池の残量及び電波の受信状態を確認し、蓄電池の残量が少ない場合、予備の蓄電池と交換する。
- ④ 通話ボタンを押し、連絡する。
- ⑤ 使用中に蓄電池の残量が少なくなった場合は、予備の蓄電池と交換する。
- ⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。

iii．無線通信装置（モニタリングカー）

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話

通信確認を行う場合は、電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。

② 通話ボタンを押し、連絡する。

③ 使用後は、電源を「切」操作する。

(c) 緊急時用携帯型通話設備

中央制御室の運転員、緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員及び屋内外で作業を行う運転員及び発電所災害対策本部要員は、緊急時用携帯型通話装置を使用する。緊急時用携帯型通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。

i. 緊急時用携帯型通話装置

① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、保管場所等で作業に使用する端末と通話装置用ケーブルを接続し、電源を「入」操作する。乾電池の残量確認は、「CALL」スイッチを押しブザーが鳴動することで確認する。

② ブザーが鳴動しない場合は、予備の乾電池と交換する。

③ 確認後、電源を「切」操作する。

④ 使用する端末及び通話装置用ケーブルと共に予備の乾電池を携行する。

⑤ 使用する場所にて、最寄りの接続端子に緊急時用携帯型通話装置を直接接続する。恒設の通信装置用ケーブルが使用できない場合は、通話必要箇所まで

可搬の通話装置用ケーブルを用いて延長し、緊急時
用携帯型通話装置を接続した後、電源を「入」操作
する。

⑥ 「CALL」スイッチを押して相手を呼び出し、連絡
する。

⑦ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予
備の乾電池と交換する。

⑧ 使用後は、電源を「切」操作し、端末及び通話装
置用ケーブルを切り離す。

(d) 安全パラメータ表示システム

安全パラメータ表示システムにより、緊急時対策所
(EL. 32m)のSPDS表示端末へ、必要なデータの伝送を行う
ための対応として、以下の手順がある。

i. 安全パラメータ表示システム

常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、
中央制御室で警報を常時監視する。

(e) SPDS表示端末

操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する
手順等」にて整備する。

(f) 運転指令設備

中央制御室の運転員、緊急時対策所(EL. 32m)の発電所
災害対策本部要員及び屋内外で作業を行う運転員及び発
電所災害対策本部要員は、運転指令装置を使用する。運
転指令装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を
行うための対応として、以下の手順がある。

i. 運転指令装置

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、使用チャンネルを選択し、連絡する。

(g) 電力保安通信用電話設備

中央制御室の運転員、緊急時対策所 (EL. 32m) の発電所災害対策本部要員及び屋内外で作業を行う運転員及び発電所災害対策本部要員は、保安電話を使用する。これらの保安電話を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。

i. 保安電話（固定型、可搬型）

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話機又はファックスと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。
- ② 可搬型端末の蓄電池の残量がなくなった場合は、別の端末を使用する。

c. 操作の成立性

衛星電話設備、無線通信設備、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。

緊急時用携帯型通話設備は、使用場所において端末と通話装置用ケーブルを容易かつ確実に接続可能とするとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。

d. 優先順位

中央制御室の運転員、屋内外で作業を行う運転員及び発電所災害対策本部要員及び緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員は、操作、作業等の通信連絡を行う場合、屋内外での使用が可能であり、通常時から使用する多様性拡張設備の運転指令設備及び電力保安通信用電話設備を使用し、発電所内でのモニタリングには、屋外の広域で通信連絡が可能な多様性拡張設備の無線通信設備のうち無線通信装置（固定型、モニタリングカー）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、屋外の操作、作業等の通信連絡には、屋外使用箇所の制限が少ない衛星電話設備及び無線通信設備のうち無線通信装置（可搬型）を優先して使用し、緊急時用携帯型通話設備は、通話装置用ケーブルの敷設が必要であることから、衛星電話設備及び無線通信設備のうち無線通信装置（可搬型）が使用できない場合に使用する。また、多様性拡張設備が使用できない場合の屋内の操作、作業等の通信連絡には、緊急時用携帯型通話設備を使用する。

また、緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有

する場合、安全パラメータ表示システム及びSPDS表示端末を使用する。

(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等

特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有するため、通信設備（発電所内）を使用する。

直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ピット水位（AM）、可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、屋内外の現場と中央制御室又は緊急時対策所（EL. 32m）との連絡には緊急時用携帯型通話設備を使用し、屋外の現場又は中央制御室と緊急時対策所（EL. 32m）との連絡には衛星電話設備を使用する手順を整備する。

a. 手順着手の判断基準

特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。

b. 操作手順

操作手順については、「1. 19. 2. 1(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。

特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」、「1. 15 事故時の

計装に関する手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

c. 操作の成立性

発電所内の通信連絡を行うための設備により，特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有することを可能とする。

d. 優先順位

特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し，その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合，屋内外での使用が可能であり，通常時から使用する多様性拡張設備の運転指令設備，電力保安通信用電話設備及び屋外の広域で通信連絡が可能な無線通信設備のうち無線通信装置（固定型，モニタリングカー）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は，衛星電話設備及び緊急時用携帯型通話設備を使用する。

1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡

(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

重大事故等が発生した場合において，通信設備（発電所外）により，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。また，データ伝送設備（発電所外）により，国の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ，必要なデータを伝送し，パラメータを共有する。

重大事故等が発生した場合において，通信設備（発電所外）

により、緊急時対策所（EL. 32m）の発電所災害対策本部要員が、緊急時対策所（EL. 32m）と原子力本部（松山）、本店（高松）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックス）、災害時優先加入電話設備、直通電話設備、電力保安通信用電話設備（保安電話、テレビ会議システム（社内）、ファックス）及び無線通信設備を使用する手順を整備する。

また、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システムを使用する手順を整備する。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡又は通話通信確認を行う場合。

b. 操作手順

(a) 衛星電話設備

緊急時対策所（EL. 32m）の発電所災害対策本部要員は、衛星電話（固定型）を使用し、原子力本部（松山）、本店（高松）、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。また、モニタリングカーにて発電所外のモニタリングを行う発電所災害対策本部要員は、衛星電話（可搬型）を使用し、緊急時対策所（EL. 32m）の発電所災害対

策本部要員へ通信連絡又は通話通信確認を行う。これらの衛星電話を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。

i. 衛星電話（固定型）

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。

ii. 衛星電話（可搬型）

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、使用する端末と共に予備の蓄電池を携行する。
- ② 屋外で電源を「入」操作し、蓄電池の残量及び電波の受信状態を確認する。
- ③ 蓄電池の残量が少ない場合、予備の蓄電池と交換する。
- ④ 一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。
- ⑤ 使用中に蓄電池の残量が少なくなった場合は、予備の蓄電池と交換する。
- ⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。

(b) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備

緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員は、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP-電話及びIP-ファックスを使用し、原子力本部（松山）、本店（高松）、国及び地方公共団体へ通信連絡

又は通話通信確認を行う。これらの統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP-電話及びIP-ファックスを用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。

i. テレビ会議システム

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。
- ② 社外関係箇所と通信連絡を行う場合は、テレビ会議システム端末機の接続操作は、不要である。
- ③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。

ii. IP-電話

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。

iii. IP-ファックス

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般のファックスと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。

(c) 安全パラメータ表示システム

安全パラメータ表示システムにより、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。

i. 安全パラメータ表示システム

常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室で警報を常時監視する。

(d) 災害時優先加入電話設備

緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員は、災害時優先加入電話を使用し、原子力本部（松山）、本店（高松）、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡又は通話通信確認を行う。これらの災害時優先加入電話を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。

i. 災害時優先加入電話

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。

ii. 災害時優先加入ファックス

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般のファックスと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。

(e) 電力保安通信用電話設備

緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員は、保安電話（固定型、可搬型）及びテレビ会議システム（社内）を使用し、原子力本部（松山）、本店（高松）等へ通信連絡又は通話通信確認を行う。保安電話及びテレビ会

議システム（社内）を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。

i. 保安電話（固定型，可搬型）

① 手順着手の判断基準に基づき，通信連絡又は通話通信確認を行う場合は，一般の電話機，携帯電話機又はファックスと同様の操作により，通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し，連絡する。

② 保安電話（可搬型）の蓄電池の残量がなくなった場合は，別の端末を使用する。

ii. テレビ会議システム（社内）

① 手順着手の判断基準に基づき，通信連絡又は通話通信確認を行う場合は，システムの電源を「入」操作後，テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し，通信が可能な状態とする。

② 操作端末により，通信先と接続する。

③ 使用後は，モニタの電源を「切」操作する。

(f) 直通電話設備

緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員は，直通電話及び直通ファックスを使用し，関係自治体及び消防機関等へ通信連絡又は通話通信確認を行う。これらの直通電話及び直通ファックスを用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として，以下の手順がある。

i. 直通電話

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、呼出しボタンを押し、連絡する。

ii. 直通ファックス

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般のファックスと同様の操作により、短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。

(g) 無線通信設備

緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員は、無線通信装置（固定型）を使用する。モニタリングカーにて発電所外のモニタリングを行う発電所災害対策本部要員は、無線通信装置（モニタリングカー）を使用する。

これらの無線通信装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。

i. 無線通信装置（固定型）

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。

ii. 無線通信装置（モニタリングカー）

- ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。
- ② 通話ボタンを押し、連絡する。
- ③ 使用後は、電源を「切」操作する。

c. 操作の成立性

衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する

通信連絡設備，災害時優先加入電話設備，電力保安通信用電話設備，直通電話設備及び無線通信設備は，特別な技量を要することなく，容易に操作が可能であるとともに，必要な個数を設置又は保管することにより，使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。

d. 優先順位

緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員が，原子力本部（松山），本店（高松）等との間で通信連絡を行う場合，社内関係箇所と通常時に通信連絡で使用する多様性拡張設備の電力保安通信用電話設備の使用を優先し，多様性拡張設備が使用できない場合は，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックス）又は衛星電話設備を使用する。国との間で通信連絡を行う場合，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックス）及び災害時優先加入電話設備を使用する。地方公共団体，その他関係機関等と通信連絡を行う場合，地方公共団体の通信連絡に制限が少ない多様性拡張設備の災害時優先加入電話設備及び直通電話設備の使用を優先する。発電所外でのモニタリング等との通信連絡を行う場合，無線通信設備の使用を優先し，多様性拡張設備が使用できない場合は，衛星電話設備を使用する。

なお，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックス）に

については、緊急時対策所(EL. 32m)の立ち上げ時から使用する。電力保安通信用電話設備のうちテレビ会議システム(社内)は、緊急時対策所(EL. 32m)と原子力本部(松山)、本店(高松)等との通信連絡用として必要に応じて使用する。

また、緊急時対策所(EL. 32m)の発電所災害対策本部要員は、国の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ、必要なデータを伝送し、必要なパラメータを共有する場合、安全パラメータ表示システム及びSPDS表示端末を使用する。

(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有する手順等

特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外(社内外)の必要な場所で共有するため、通信設備(発電所外)を使用する。

直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ピット水位(AM)、可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備(発電所外)により発電所外(社内外)の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所(EL. 32m)と原子力本部(松山)、本店(高松)、国、地方公共団体との連絡には衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックス)を使用する手順を整備する。

a. 手順着手の判断基準

特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、そ

の結果を通信設備（発電所外）により，発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。

b. 操作手順

操作手順については，「1.19.2.2(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。

特に重要なパラメータを計測する手順等は，「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」，「1.15 事故時の計装に関する手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

c. 操作の成立性

発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備により，特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有することを可能とする。

d. 優先順位

特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し，その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合，原子力本部（松山），本店（高松）との通信連絡には，社内関係箇所と通常時に通信連絡で使用する多様性拡張設備の電力保安通信用電話設備の使用を優先し，多様性拡張設備が使用できない場合は，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックス）又は衛星電話設備を使用する。国との間で通信連絡を行う場合，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議

システム、IP-電話、IP-ファックス）及び多様性拡張設備である災害時優先加入電話設備の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。

1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等

全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備により、衛星電話設備のうち衛星電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックス）、安全パラメータ表示システム及びSPDS表示端末へ給電する。

給電の手順等は、「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

衛星電話設備のうち衛星電話（可搬型）、無線通信設備のうち無線通信装置（可搬型）及び緊急時用携帯型通話設備は、蓄電池又は乾電池を使用する。

蓄電池を用いるものについては、使用前及び使用中の蓄電池の残量確認で、残量が少なくなった場合、予備の蓄電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の蓄電池は、中央制御室又は緊急時対策所（EL. 32m）の電源から充電する。

乾電池を用いるものについては、使用前及び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とする。

第1. 19. 1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
(発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	整備する手順書の分類
—	—	発電所内の通信連絡	重大事故等対処設備	緊急時の対応手順
			衛星電話設備 (衛星電話(固定型)※1, (可搬型))	
			無線通信設備 (無線通信装置(可搬型))	
			緊急時用携帯型通話設備 (緊急時用携帯型通話装置※1)	
			安全パラメータ表示システム※1	
			SPDS表示端末※1	
			多様性拡張設備	
			運転指令設備※1 (運転指令装置)	
			電力保安通信用電話設備 (保安電話(固定型)※1, (可搬型))	
			無線通信設備 (無線通信装置(固定型)※1, モニタリングカー)	
			緊急時対策所(EL. 32m)及び中央制御室 以外に設置する衛星電話設備, 無線通 信設備, SPDS表示端末	
			緊急時対策所(EL. 32m), 中央制御室及 び原子炉建屋以外に設置する緊急時 携帯型通話設備	

※1 ディーゼル発電機等により給電する。

第1. 19. 2表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
(発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	整備する手順書の分類
—	—	発電所外(社内外)の通信連絡	重大事故等対処設備	緊急時の対応手順
			衛星電話設備 (衛星電話(固定型)※1, (可搬型))	
			統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※1 (テレビ会議システム, IP-電話, IP-ファックス)	
			安全パラメータ表示システム※1	
			災害時優先加入電話設備 (災害時優先加入電話, 災害時優先加入ファックス)	
			電力保安通信用電話設備 (保安電話(固定型)※1, (可搬型), テレビ会議システム)	
		多様性拡張設備	直通電話設備※1 (直通電話, 直通ファックス)	緊急時の対応手順
			無線通信設備 (無線通信装置(固定型)※1, モニタリングカー)	
			緊急時対策所(EL. 32m)及び中央制御室以外に設置する衛星電話設備	
		代替電源の設備確保からの給電	重大事故等対処設備	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順
			非常用ガスタービン発電機※2	
			空冷式非常用発電装置※3, ※4	
			緊急時対策所用発電機※5	緊急時の対応手順

※1 ディーゼル発電機等により給電する。

※2 非常用ガスタービン発電機からの給電は「1. 14 電源の確保に関する手順等」に整備する。

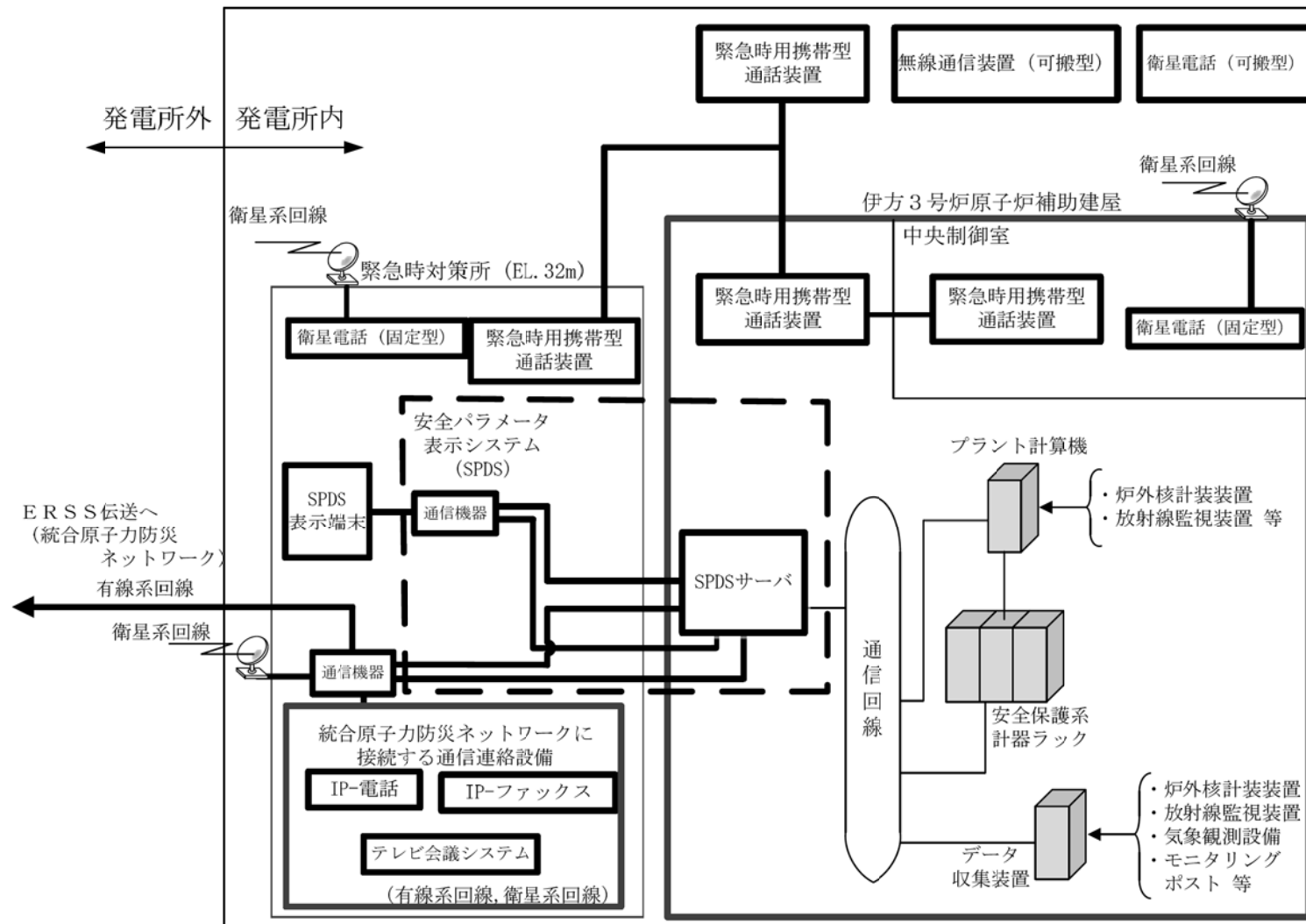
※3 空冷式非常用発電装置からの給電は「1. 14 電源の確保に関する手順等」に整備する。

※4 空冷式非常用発電装置の燃料補給に使用する手順は「1. 14 電源の確保に関する手順等」に整備する。

※5 緊急時対策所用発電機の燃料補給に使用する手順は「1. 18 緊急時対策所の居住性の確保に関する手順等」に整備する。

第1.19.3表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備

対象条文	供給対象設備	給電元
【1.19】 通信連絡に関する手順等	衛星電話（固定）	原子炉コントロールセンタ 3 D 1
		緊急時対策所コントロールセンタ
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	緊急時対策所コントロールセンタ
	安全パラメータ表示システム	原子炉コントロールセンタ 3 C 2
		原子炉コントロールセンタ 3 D 2
	SPDS表示端末	緊急時対策所コントロールセンタ



第1.19.1図 通信連絡設備（重大事故等対処設備）概略系統図

特定重大事故等対処施設の機能を
維持するための体制の整備

「5.2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備」の追補の記載内容は機密に係る事項ですので公開できません。

添付書類十「5.2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備」の記述について次のとおり追補する。

I 特定重大事故等対処施設の手順等について

(平成 29 年 10 月 4 日発電用原子炉設置変更許可に係る記載)

II 想定する起因事象と特定重大事故等対処施設の効果の評価

(平成 29 年 10 月 4 日発電用原子炉設置変更許可に係る記載)